

舞鶴の環境

令和3年度版環境白書

～舞鶴市環境基本計画年次報告書～



舞鶴に飛来したコウノトリ

はじめに

この白書は、舞鶴市が推進している「低炭素社会の実現」、「循環型社会の確立」、「自然との共生社会の確立」、「良好な生活環境の確保」、「協働社会の推進」に向けた取り組みなど、多岐にわたる環境保全対策を市民の皆様を紹介するとともに、舞鶴市の環境の現状について理解を深めていただくため、平成12年から発行しています。多くの皆様に本書を活用していただき、私たちの環境を守り育てる活動の一助となれば幸いです。

目次

Contents

環境基本計画の概要 …… 1

計画の基本的事項

計画の施策体系

①低炭素社会の実現 …… 3

家庭での取り組み

事業所での取り組み

交通対策の取り組み

②循環型社会の確立 …… 7

ごみの減量

リサイクルの推進

ごみの適正処理

③自然との共生社会の確立 …… 15

里山・里地・里海の保全と活用

野生生物との共生

④良好な生活環境の確保 …… 18

大気環境の保全

水環境の保全

生活環境の保全

⑤協働社会の推進 …… 30

環境保全活動の連携

環境学習・環境教育の推進

環境情報の提供

計画の基本的事項

● 計画策定の目的

【舞鶴市環境基本計画】

市の良好な環境の保全と創造に向け、市民・事業者・行政が連携して積極的に取り組む施策を視野に入れた環境対策を総合的、計画的に進めるための計画です。

【舞鶴市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

市域から排出される温室効果ガスを削減・抑制し、地球温暖化防止の責務を果たすため、総合的かつ計画的な施策を定めた計画です。

● 目指すべき環境像

21世紀半ば（2050年）を目途に、本市が目指すべき環境像を以下のように設定しています。

～ 人も地域も地球も元気～
環境にやさしい持続可能なまちづくり

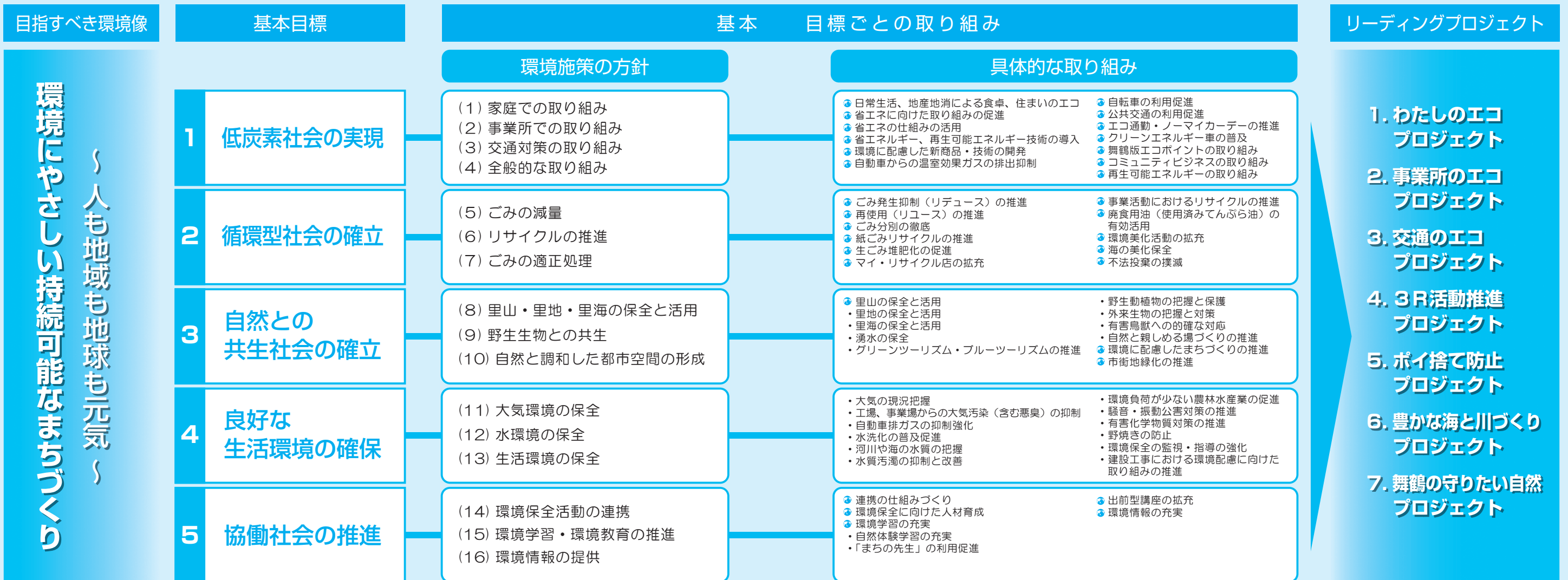
● 計画の期間（目標年度）

- ・ 目指すべき環境像については2050年頃を見据えたものとしています。
- ・ 平成23年度（2011年度）を初年度とし、令和2年度（2020年度）を目標年度としています。計画の期間は10年間とし、概ね5年で見直すこととしており、平成27年度に見直しを行いました。
- ・ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、基準年度を平成2年度（1990年度）、目標年度を令和2年度（2020年度）としています。

● 温室効果ガスの削減目標

**2020年度までに温室効果ガスを
1990年度比で25%削減することを
目指します。**














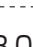
計画の施策体系



③ は地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕に該当する取り組み

1 低炭素社会の実現

家庭での取り組み

H17 (基準年)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2 (目標)
省エネ相談件数 (件/年度)								
0	118	98	88	24	29	108	0	200
達成度 (%)	59.0 	49.0 	44.0 	12.0 	14.5 	54.0 	0 	100
住宅用太陽光発電システムの設置戸数 (基)								
310	1,152	1,264	1,326 ^(※)	1,085	1,544	1,657	1,742	1,310
達成度 (%)	87.9 	96.5 	101.2 	101.2 	117.9 	126.5 	133.0 	100

(※) 平成28年11月末時点 ◆令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、省エネ相談会が中止。

● 日常生活のエコ

個々の家庭でのエコ活動を進めるため、例年まいづる環境市民会議 (30頁参照) が、イベントなどで「家庭の省エネ相談所」を開設し、来場者への無料診断を実施しています。

「家庭の省エネ相談所」は、市民の皆さんの省エネへの取り組みや、月々の光熱費 (電気代、ガス代、灯油代、ガソリン代) から算出された各家庭の二酸化炭素排出量を平均のデータと比較し、スタッフが家庭での省エネについてアドバイスする取り組みです。また、より詳しい省エネ診断として、環境省のうちエコ診断ソフトを用いた「うちエコ診断」の取組も行っています。

(※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止。)

● 地産地消による食卓のエコ

地産地消は、生産地から食卓までの輸送距離が短い地場の生産物を食べることで、輸送に伴って発生するCO₂排出量を減らす効果があり、地域活性化や食育とともに、環境の面からも大切な取り組みです。

平成19年度から、地元産の魚やお米、季節の野菜を学校給食で使用しているほか、授業でも地元生産者等の講義を聴く機会を設けています。また、平成24年度からは、京都府内でとれた食材だけで一食分の給食を作る「まるごときょうとの日」に取り組んでいます。

● 住まいのエコ

太陽光パネルの設置コストの低下や固定価格買取制度などにより、市内の太陽光発電システム設置基数 (10⁴基未満) は1,742基 (令和3年3月末時点) と普及が進んでいます。市では平成28年度から、太陽光発電設備と蓄電池を同時に設置された方への導入支援補助金の制度を創設し、自ら再生可能エネルギーで電気を創り、貯め、賢く使う自立型エネルギーの普及を図っています。令和2年度は29件の利用がありました。

事業所での取り組み

H17 (基準年)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2 (目標)
大規模排出事業者の省エネ法による削減目標 (t-CO ₂ /年度)								
306,583	282,437	296,535	294,192	293,567	302,530	315,749	319,777	276,120
達成度 (%)	97.8	93.1	93.9	94.1	91.3	87.4	86.3	100
市内事業者の環境マネジメントシステム新規導入件数 (事業所/年)								
2	4	2	1	1	0	1	1	20
達成度 (%)	20.0	10.0	5.0	5.0	0.0	5.0	5.0	100
省エネルギー、再生可能エネルギー技術の導入支援件数 (件)								
0	4	7	5	7	8	-	-	10
達成度 (%)	40.0	70.0	50.0	70.0	80.0	-	-	100

● 省エネに向けた取り組みの促進

市内の温室効果ガスの大規模排出事業者は、省エネルギー法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）や京都府地球温暖化対策条例に基づく特定事業者として指定を受け、省エネなど温室効果ガス排出量削減の取り組みを進めています。

市役所でも、「舞鶴市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいます。ごみ焼却から排出される温室効果ガスが全体の約35%を占めることから、市民の皆さんとごみの減量化・リサイクルなどの3Rに重点を置いて取り組むとともに、市の各施設において電気使用の抑制、クールビズ・ウォームビズなどによる空調温度の設定遵守、アイドルリングストップ、省エネ型設備の導入などに取り組んでいます。その結果、第1期計画期間で17.5%、第2期計画期間で9.2%、第3期計画期間で9.9%の削減を達成し、現行の第4期計画期間においても令和2年度で27.2%の削減となり、順調に削減が進んでいます。

舞鶴市役所の温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）

単位=t-CO₂

舞鶴市地球温暖化対策実行計画	基準年	基準年との比較 (実績)					計画策定時の目標
		H16	H17	H18	H19	H20	
第1期計画 平成16~20年度	H14	H16	H17	H18	H19	H20	H20
	28,048	26,499	26,340	24,000	24,949	23,136	26,795
	減少率	5.5%減	6.1%減	14.4%減	11.1%減	17.5%減	4.5%減
第2期計画 平成21~25年度	H19	H21	H22	H23	H24	H25	H25
	21,892	21,400	21,753	20,675	20,128	20,306	21,434
	減少率	2.2%減	0.6%減	5.6%減	8.1%減	9.2%減	2.1%減
第3期計画 平成26~30年度	H24	H26	H27	H28	H29	H30	H30
	26,215	24,010	25,181	23,715	23,398	23,625	24,668
	減少率	8.4%減	3.9%減	9.5%減	10.7%減	9.9%減	5.9%減
第4期計画 令和1~4年度	H25	R1	R2	R3	R4		R4
	27,265	20,038	19,837				21,599
	減少率	26.5%減	27.2%減				20.8%減

※ 各計画ごとに排出係数が異なっているため、実績と基準年の温室効果ガス排出量が異なります。また、第3期計画から、指定管理施設が計画の対象に含まれています。

1 低炭素社会の実現

● 省エネの仕組みの活用

環境マネジメントシステムは、事業所が環境負荷の少ない事業活動に自主的に取り組むための仕組みのことです。

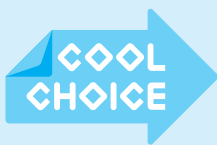
市では、環境マネジメントシステムを活用した環境への取り組みを支援するため、認証を取得する事業所への補助制度を設けています。補助の対象は、国際規格であるISO14001のほか、KES、エコアクション21、エコステージなどです。令和2年度は1件の利用がありました。

● 省エネルギー、再生可能エネルギー技術の導入

平成22年度から30年度まで、市内の事業者の環境対策を促進するため、「中小企業地球環境対策特別融資（舞グリーン）」を設け、再生可能エネルギーや省エネルギー設備、LED設備、屋上緑化の導入等に対する融資を実施しました。9年間で45件の利用がありましたが、令和元年度より融資制度は廃止されました。

交通対策の取り組み

H17(基準年)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2 (目標)
電気自動車(EV・PHV)の普及台数(台)								
0	74	92	100	130	130	130	-	10,000
達成度(%)	0.7 ●	0.9 ●	1.0 ●	1.3 ●	1.3 ●	1.3 ●	-	100
電気自動車急速充電設備の設置数(基)								
0	7	7	8	8	9	8	6	10
達成度(%)	70.0 🌳	70.0 🌳	80.0 🌳	80.0 🌳	90.0 🌳	80.0 🌳	60.0 🌳	100



未来のために、いま選ぼう。

地球温暖化防止対策は COOL CHOICEから

COOL CHOICE (クールチョイス) のCOOLは「賢い」、CHOICEは「選択」という意味を持っており、「COOL CHOICE」は、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策に、また快適な生活につながる「賢い選択」をしましょうと呼びかけられている地球温暖化対策のための国民運動です。

日ごろの小さな賢い選択が、未来を大きく変えていきます。日々の暮らしの中でCOOL CHOICEを心がけ、持続可能な社会を築いていきましょう。家庭での省エネは小さな一歩かもしれませんが、地球温暖化の抑制につながります。

おうちの省エネ 知恵袋

鍋・やかん

火にかけるときにフタをする！

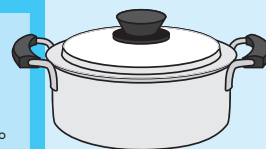
鍋のフタを開けたまま火にかけてしまうと、熱が逃げってしまうので熱効率が下がります。鍋とフタは常にセットで使うことを心がけましょう。

鍋の水滴をふき取ってから、コンロに！

底が濡れたままだと、水を蒸発させるのに、余分なエネルギーが必要になります。

平たい底がおすすめ！

鍋ややかんは丸い底のものより、平たい底の方が熱効率が良く、省エネにつながります。コンロに点火するのは、鍋ややかんをのせてからにしましょう。



冷蔵庫

熱いものはさましてから保存を！

温かいものをそのまま冷蔵庫に入れていませんか？庫内の温度が上がり、冷やすのに余分なエネルギーが消費されるのでご注意ください。

「とりあえず保存」は大半が食品ロスに！

ずっと前に食べ残した食品が、冷蔵庫の奥で眠っていませんか？「とりあえず保存」は、結局何も食べずに捨てられることが多いようです。

常温で保存できるものを冷蔵庫に入れていませんか？缶詰、びん詰や調味料は、未開封なら冷蔵庫に入れないで！

テレビ

見ていない時はOFFに！

テレビは電力消費量も多めです。1日1時間テレビを消す時間を決めたり、ラジオ代わりにつけておくのを止めたりするなど、家族でルールをつくるのがおすすめです。消すときは主電源をOFFに。リモコン待ち状態でも電力を消費しています。

ゲームが終わったらテレビもOFFに！

テレビゲーム機の電源を消すと、テレビ画面には何も映っていないので忘れがちですが、テレビの電源は入ったまま。必ずテレビの電源も切るように気をつけましょう。



2 循環型社会の確立

ごみの減量

H17(基準年)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2 (目標)
市民一人一日あたりのごみ排出量 (g/人・日)								
982	884.4	892.2	858.4	849.3	861.5	834.8	855.8	845
達成度 (%)	95.5	94.7	98.4	99.5	98.1	101.2	98.7	100
マイバッグの使用率 (%)								
10.6	30.0	29.5	28.5	29.3	26.0	30.2	-	50
達成度 (%)	60.0	59.0	57.0	58.6	52.0	60.4	-	100
フリーマーケットの来場者数 (人/年度)								
370	570	545	516	554	468	534	-	1,500
達成度 (%)	38.0	36.3	34.4	36.9	31.2	35.6	-	100

※マイバック持参が全国的に呼びかけられ、市民にも定着し始めたため、令和2年度から実績値未算出。

※新型コロナウイルス感染症の拡大のため、令和2年度のフリーマーケットの開催は中止。

● ごみの発生抑制（リデュース）の推進

【可燃ごみ「有料化」の実施】

ごみの減量や分別等の資源化を進めるため、平成17年10月から可燃ごみの「有料化」を実施しています。ごみ処理費用の一部が上乗せされたごみ袋（指定袋）を使ってごみを排出することで、ごみの排出量に応じた負担の公平性を確保する「受益者負担」の考え方を採用しています。

令和2年度の可燃ごみの排出量は、20,744.2ト（9[※]参照）となっており、有料化実施前の16年の33,243.3トと比べて37.6%のごみ減量が図られています。

● 再使用（リユース）の推進

【再生品の展示・提供（随時）／リサイクルプラザ】

粗大ごみの中でまだ使える家具等を再生し、2カ月ごとに展示して希望者に抽選で有償提供しています。毎回、約150点を展示、提供しています。

- ・ 展示期間 偶数月（2・4・6・8・10・12月）の1カ月間（平日の初日～末日）
- ・ 申込期間 偶数月の平日（8時30分～16時30分）
偶数月日曜日で月1回（13時～16時30分）

【子ども服の展示・提供（随時）／リサイクルプラザ】

子ども服の展示・提供ブースを設置しています。

子どもの成長等で不要となった子ども服を市民の皆さんから提供いただき、必要としている人に無償でお譲りしています。常時、100点程度を展示しています。

【「ゆずります、もらいます」コーナーの開設／リサイクルプラザ】

家庭で不要になった家具や電化製品などをゆずりたい又はゆずって欲しいという旨を掲示板に張り出す「ゆずります、もらいます」のコーナーを設置しています。

品物等を記入した掲示用カード（リサイクルプラザに備え付け）を3カ月間掲示し、掲示板を見た譲りたい人ともらいたい人が直接やり取りをいただいています。

【フリーマーケットの開催／リサイクルプラザ】

家庭で不要になった衣類、雑貨、日用品などをごみとして捨てるのではなく、再使用する機会としてフリーマーケットを開催しています。

例年、年2回開催し、毎回約25店の出店があります（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止）。

【リサイクル教室の開催／リサイクルプラザ】

粗大ごみとして持ち込まれた家具等の木製品を材料にした再生工作教室を開催しています（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止）。

指定ごみ袋料金の使い道

指定ごみ袋の売り上げは、令和2年度で159,798,185円でした。この収入は、ごみの処分や減量化のための様々な事業に使っています。

■指定ごみ袋の売り上げ（可燃ごみ処分手数料）

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
手数料(円)	180,515,335	181,324,420	178,829,755	175,623,310	172,471,650	169,095,330	171,492,275	179,483,145
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
手数料(円)	161,246,445	170,371,030	169,279,730	168,001,230	167,374,020	154,267,695	159,798,185	

指定ごみ袋の作成などの経費…61,594,835円

- ごみ袋の作成費用
- 運搬や保管費用
- 販売店への手数料 ほか



市指定ごみ袋



ごみ分別ルールブック

ごみ減量のための啓発経費など…20,682,277円

- 不法投棄監視パトロール
- ごみ分別ルールブックの作成費用
- ボランティア用袋の作成や回収
- 啓発看板の作成 ほか



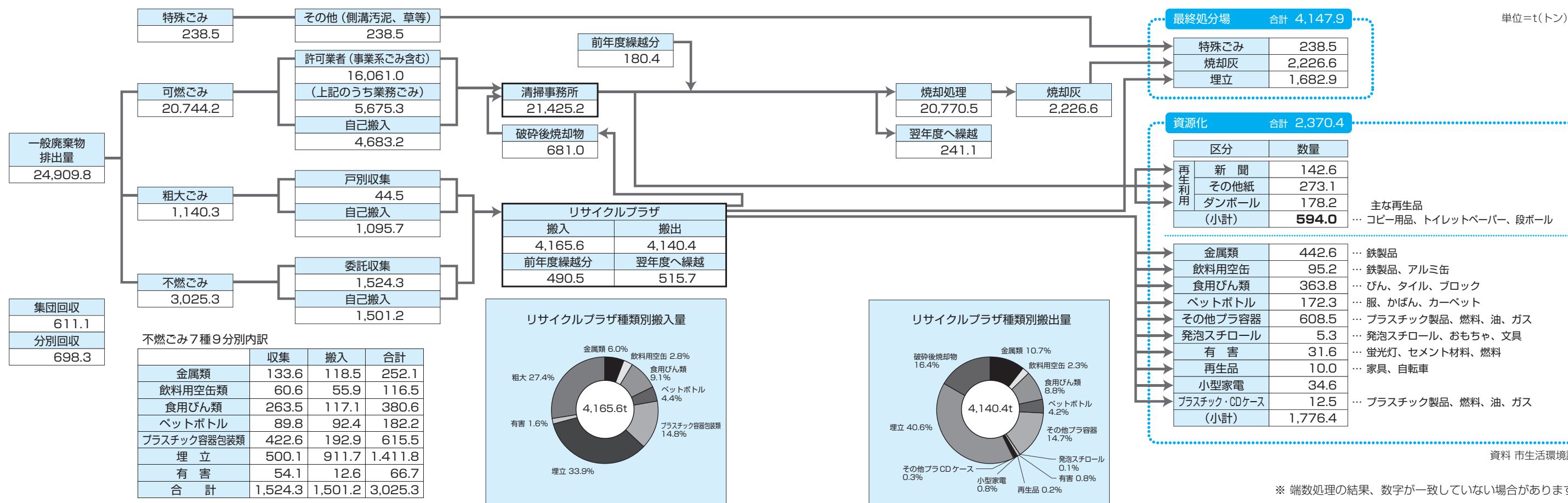
清掃事務所



啓発看板

ごみ焼却施設の管理経費…77,521,073円

令和2年度一般廃棄物(ごみ)の搬出入区分図



資料 市生活環境課

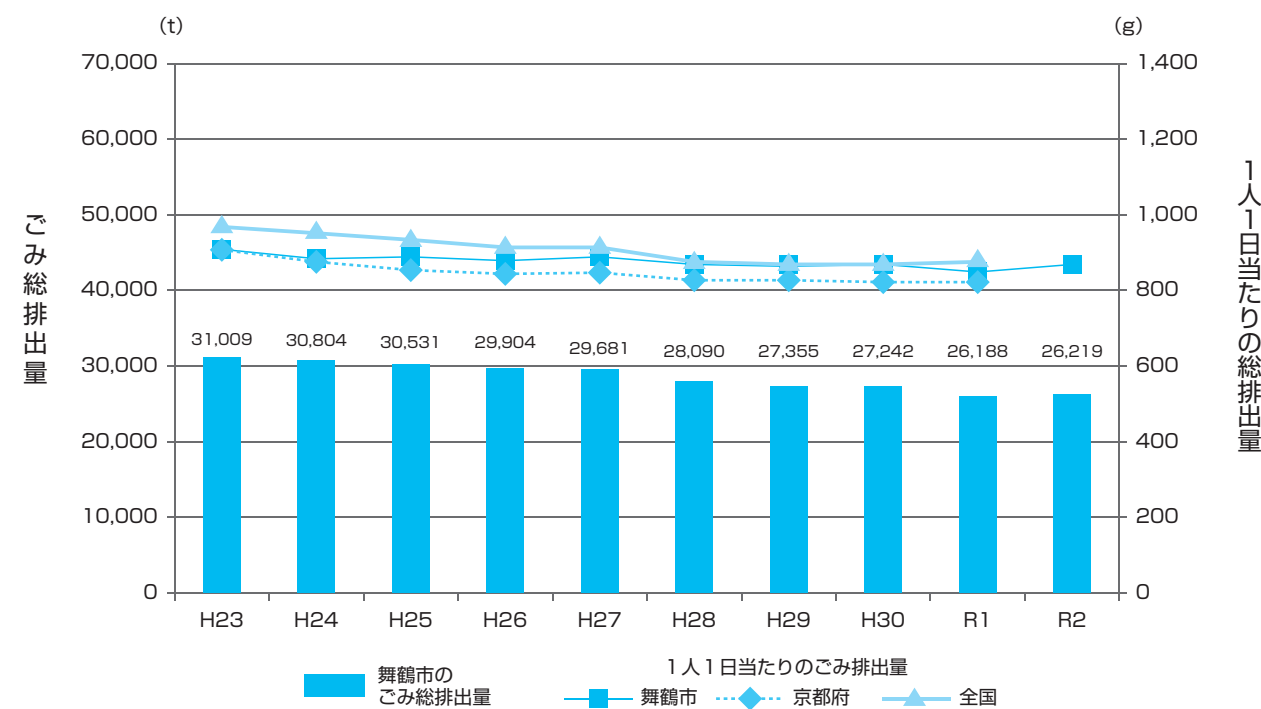
ごみ排出量の推移

ごみ排出量の推移		単位	H22	H23 ^{※6}	H24	H25	H26	H27 ^{※6}	H28	H29	H30	R1 ^{※6}	R2	
可燃ごみ (事業系含む)	収集	t	19,382.8	19,509.2	19,137.8	18,850.6	18,852.0	18,335.2	18,128.9	18,122.7	18,015.4	16,484.5	16,061.0	
	自己搬入	t	5,324.1	5,254.5	5,172.3	5,399.2	5,201.8	5,459.9	4,824.9	4,185.7	4,281.5	4,281.5	4,576.5	4,683.2
	計	t	24,706.9	24,763.7	24,310.1	24,249.8	24,053.8	23,795.1	22,953.8	22,308.4	22,296.9	21,061.0	20,744.2	
不燃ごみ	収集	t	2,093.4	1,936.6	1,909.3	1,800.7	1,630.5	1,582.7	1,522.6	1,496.7	1,479.6	1,445.0	1,524.1	
	自己搬入	t	966.0	944.4	1,128.9	1,166.8	1,133.5	1,256.2	1,027.1	983.6	1,095.4	1,308.4	1,501.2	
	計	t	3,059.4	2,881.0	3,038.2	2,967.5	2,764.0	2,838.9	2,549.7	2,480.3	2,575.0	2,753.4	3,025.3	
粗大ごみ	収集	t	18.3	16.9	17.7	23.9	23.8	23.0	28.1	29.3	30.6	34.1	44.5	
	自己搬入	t	702.9	768.5	992.3	976.0	980.2	1,139.9	824.0	897.4	842.4	887.2	1,095.7	
	計	t	721.2	785.4	1,010.0	999.9	1,004.0	1,162.9	852.1	926.7	873.0	921.4	1,140.3	
ごみ排出量 合計	収集	t	21,494.5	21,462.7	21,064.8	20,675.1	20,506.3	19,940.9	19,679.6	19,648.7	19,525.6	17,963.7	17,629.6	
	自己搬入	t	6,993.0	6,967.4	7,293.5	7,542.0	7,315.5	7,856.0	6,676.0	6,066.7	6,219.3	6,772.1	7,280.2	
	計	t	28,487.5	28,430.1	28,358.3	28,217.2	27,821.8	27,796.9	26,355.6	25,715.4	25,744.9	24,735.8	24,909.8	
ごみ総排出量		t	31,342.1	31,008.6	30,804.5	30,531.0	29,903.7	29,681.4	28,090.3	27,354.7	27,241.5	26,187.9	26,219.2	
人口 ^{※1}	人		89,899	88,869	87,909	86,967	86,188	85,121	84,115	82,949	81,877	80,957	79,743	
世帯数 ^{※1}	世帯		40,500	40,262	40,148	40,270	40,457	40,223	40,123	39,876	39,826	39,877	39,560	
1人1日当たりの 排出量	ごみ排出量	g=グラム	868.2	874.1	883.8	888.9	884.4	892.2	858.4	849.3	861.5	834.8	855.8	
	ごみ総排出量	g=グラム	955.2	953.3	960.0	961.8	950.6	952.7	914.9	903.5	911.5	883.8	900.8	
1日当たり総排出量		g=グラム	85.9	84.7	84.4	83.6	81.9	81.1	77.0	74.9	74.6	71.6	71.8	
中間処理に係る資源化量 ^{※2}		t	2,645.9	2,436.4	2,511.0	2,438.6	2,403.6	2,344.3	2,214.9	2,227.9	2,013.3	2,292.7	2,370.4	
集団回収量 ^{※3}		t	1,365.6	1,173.7	1,160.1	1,130.2	1,039.5	959.7	883.0	843.7	739.9	753.4	611.1	
分別回収量 ^{※4}		t	1,489.0	1,404.8	1,286.1	1,183.7	1,042.4	924.8	851.7	795.6	756.7	698.8	698.3	
リサイクル率 ^{※5}	%		17.5	16.2	16.1	15.6	15.0	14.2	14.1	14.1	12.9	14.3	14.0	

資料 市生活環境課

※1 人口・世帯数は各年度末人口・世帯数(外国人含む)
 ※2 資源化量には集団回収分は含まない
 ※3 集団回収は古紙類、繊維類、アルミ類、廃食用油
 ※4 分別回収は古紙で平成17年9月から実施
 ※5 リサイクル率=(中間処理に係る資源化量+集団回収量+分別回収量)÷(ごみ排出量+集団回収量+分別回収量)
 ※6 閏年は、1年を366日として計算

1人1日当たりの排出量の推移



2 循環型社会の確立

リサイクルの推進

H17 (基準年)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2 (目標)
リサイクル率 (%)								
14.3	15.0	14.2	14.1	14.1	12.9	14.3	14.0	25
達成度 (%)	60.0	56.8	56.4	56.4	51.6	57.2	56.0	100
紙類資源化量 (t/年度)								
2,958	2,672	2,470	2,277	2,163	2,016	1,976	1,869	5,000
達成度 (%)	53.4	49.4	45.5	43.3	40.3	39.5	37.4	100
マイ・リサイクル店の認定店舗数 (店)								
22	24	24	22	21	20	20	20	35
達成度 (%)	68.6	68.6	62.9	60.0	57.1	57.1	57.1	100

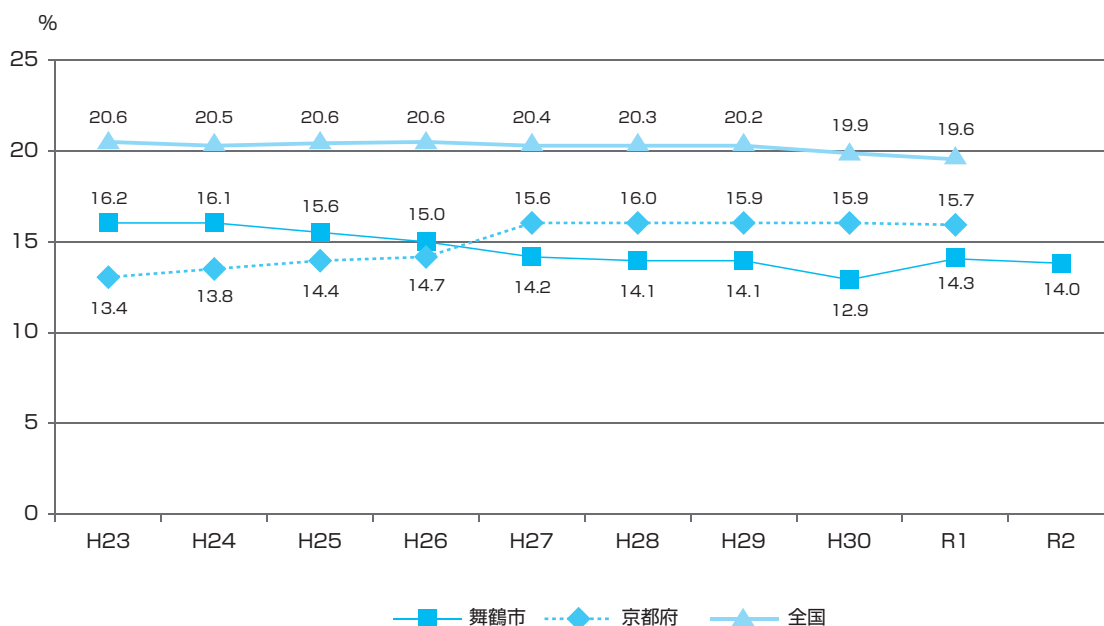
● ごみ分別の徹底

【不燃ごみ「7種9分別」の実施】

平成31年4月、6種9分別で収集していた不燃ごみを、7種9分別に細分化して収集を開始しました。市民の皆様のご理解とご協力のおかげで、ペットボトルとプラスチック容器包装類の資源化が大きく進みました。

令和2年度のごみ排出量全体のリサイクル率は14.0%でした。

リサイクル率の推移



【「ごみ分別ルールブック&ごみ収集カレンダー」の発行】

平成10年度の不燃ごみ6種9分別収集の開始に合わせ、毎年一回、不燃ごみの収集日程や分別方法を周知する冊子を発行しています。

この冊子「ごみ分別ルールブック&ごみ収集カレンダー」では、可燃ごみと不燃ごみの分別や排出方法、ごみ処理に関連する制度等を詳しく紹介しています。

小型家電回収ボックス



【小型家電リサイクル回収ボックスの設置】

平成25年4月に施行された「小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）」に対応するため、環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証実験（市町村提案型）」により、26年10月から公共施設6カ所に、回収用ボックスを設置し、集まった家電製品等を認定リサイクル事業者へ引き渡す事業を実施しています。また、30年11月からは、回収用ボックスの設置箇所を公共施設9カ所に増加しています。

令和2年度の回収量は、約3,061キログラムとなっています。

● 紙ごみリサイクルの推進

【古紙分別収集の実施】

平成17年9月、これまで可燃ごみとして排出されていた古紙の分別収集を開始しました。

月一回の不燃ごみの収集に合わせて、古紙を3分別（段ボール、新聞、その他の紙）で回収しています。また、古紙排出の利便性向上のため、27年1月から市役所本庁舎と西支所に、28年3月から加佐分室に古紙回収ボックスを設置しました。

令和2年度は、分別収集、清掃事務所への直接搬入、古紙ボックスによる回収と合わせて1,292トンを回収しました。



古紙回収ボックス

【古紙等資源回収報奨金】

ごみの再利用を促進して減量化するため、資源として再利用できる古紙などの集団回収を自主的に行う自治会や老人会などの団体に対して、1キログラムあたり3円（廃食用油は1リットルあたり5円）の報奨金を交付しています。

令和2年度では、57団体で611トン（廃食用油は1,340リットル）が回収されました。

● 生ごみ堆肥化の促進

【生ごみ処理機購入費補助金・生ごみ堆肥化容器購入費補助金】

家庭から排出される生ごみの減量・資源化のため、生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器（コンポスト・EMぼかし容器）の購入者に、補助金を交付しています。

令和2年度は、処理機34台、容器28基の購入に補助金を交付しました。

2 循環型社会の確立

● 廃食用油（使用済みてんぷら油）の有効活用

【古紙等資源回収報奨金（再掲）】

廃食用油の集団回収活動を自主的に行う団体に対して報奨金を交付しています。
令和2年度では、1,340リットルの廃食用油が回収されました。

● マイ・リサイクル店の拡充

【マイ・リサイクル店認定制度】

ごみの発生抑制や再生利用の促進に積極的な小売店を「マイ・リサイクル店」として認定し広報することで、ごみを減量化しようとする制度です。

現在、20店を認定しており「ごみ分別ルールブック&ごみ収集カレンダー」等により店舗の取り組みを紹介しています。

ごみの適正処理

H17(基準年)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2 (目標)
環境美化里親制度（アダプト・プログラムまいづる）の参加者数（人）								
674	708	677	664	876	904	882	903	1,000
達成度（%）	70.8	67.7	66.4	87.6	90.4	88.2	90.3	100
パトロールによるごみの不法投棄の発見数（件／年度）								
187	191	195	127	112	75	85	86	130
達成度（%）	68.1	66.7	102.4	116.1	173.3	152.9	151.2	100

● 環境美化活動の拡充



アダプト・プログラムの
サインボード（文化公園体育館）

【環境美化里親制度（アダプト・プログラムまいづる）】

環境美化に対する市民意識を高め、市民との協働で環境美化活動を行うため、市民が道路等の公共施設の里親となってボランティア活動を実施する「環境美化里親制度」を平成13年度に創設。里親である市民が散乱ごみの回収とごみの散乱状況の情報提供を行い、市は里親の活動に必要な専用ごみ袋の支給、清掃用具の貸与、ごみの回収などで、その活動を支援しています。

令和2年度で、26団体2家族3個人、903人が市内の16カ所で活動しています。

【ボランティア清掃の支援】

自治会や老人会、ボランティア団体が実施する美化活動に、専用ごみ袋の支給や清掃用具の貸与、収集されたごみの回収などの支援を行っています。

【まいづるクリーンキャンペーンの活動支援】

「わたしたちのまちを、わたしたちの手できれいにしよう」を合言葉に、平成8年度から7月に全市一斉清掃日を設け、清掃活動を実施しています。平成9年度からは、「まいづるクリーンキャンペーン実行委員会」が主催者として実施されています。

市はごみ袋の支給や清掃後のごみ回収などの支援を行っています。

● 海の美化保全

【環境美化区域の指定】

市民、事業者が一体となって、ごみの散乱等の防止に努めるとともに、地域の環境美化を促進し良好な都市機能を保全するため、昭和59年に「環境美化条例」を制定しました。

この条例に基づき、毎年、海岸線の10地区を環境美化区域に指定し、啓発看板の設置やごみの回収、広報パトロールを地域と一体となって実施しています。

【舞鶴の川と海を美しくする会の活動支援】

市内28地区の会と50の事業所（令和3年4月時点）などで構成される「舞鶴の川と海を美しくする会」が、毎年6月と10月を美化強調月間と定め、関係機関と協力して全市的規模で河川や海岸などの清掃を実施されています（新型コロナウイルス感染症拡大のため、6月は中止）。

市は、清掃時の資材提供、清掃後のごみ回収等の支援を行っています。

● 不法投棄の撲滅

【不法投棄監視パトロールの実施】

不法投棄を監視するため、市内を6コースに分けて昼間と夜間にパトロールを実施しています。パトロール中にごみの投棄に遭遇した場合は、直ちに警察へ通報するとともに、証拠の保全を行うこととしています。

令和2年度は昼間372回、夜間124回、計496回のパトロールを行い、86件の不法投棄を確認しました。

【監視カメラの設置】

不法投棄されやすい市内の数カ所に監視カメラを設置して、不法投棄を未然に防止するとともに、ごみの投棄の様子が撮影された場合は直ちに警察に告発することとしています。

里山・里地・里海の保全と活用

H17 (基準年)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2 (目標)
間伐実施面積 (ha)								
0	122.34	163.88	92.28	61.27	49.26	27.39	28.03	1,300
達成度 (%)	9.4 ●	12.6 ●	7.1 ●	4.7 ●	3.8 ●	2.1 ●	2.2 ●	100
遊休農地面積 (ha)								
181	246	242	242	105	89	76	67	181
達成度 (%)	73.6 ●	74.8 ●	74.8 ●	172.4 ●	203.4 ●	238.2 ●	270.1 ●	100
藻場保全活動面積 (ha)								
0	3.6	10	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5
達成度 (%)	55.4 ●	153.8 ●	100 ●	100 ●	100 ●	100 ●	100 ●	100
ふるさとボランティア活動の参加者数 (人/年度)								
29	130	100	100	80	0	0	0	100
達成度 (%)	130 ●	100 ●	100 ●	80 ●	0 ●	0 ●	0 ●	100

● 里山の保全と活用



整備された里山林の状況

木材需要の減少や林業者の高齢化・後継者不足、放置竹林の拡大などに対応し、森林の多面的機能向上により里山を保全するため、間伐材を搬出利用した森林所有者などを支援しています。令和2年度に搬出利用された間伐材は、1,806 m³でした。

また、京都府豊かな森を育てる府民税市町村交付金を活用し、人家裏等の荒廃した里山を整備し、地域住民が安心・安全に暮らすことができる環境づくりを行う取り組みを実施し、里山が地域一体となって将来にわたり管理される環境づくりを支援しました。

● 里地の保全と活用

過疎や高齢化による耕作放棄地などの遊休農地の増加に歯止めをかけ、市民の手で里地を保全するため、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度により支援を行っています。

令和2年度は、695 銘柄を対象に耕作や草刈り等による農地の維持管理、用排水路の改修や農道の整備等による農業設備の維持管理、子どもに対する農業学習等を通じた普及啓発活動などが行われました。



整備された農地

● グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進

京都府では、ふるさと保全活動の一環として、ふるさとボランティア活動を推進しており、農地の草刈りや竹林の伐採、竹の粉化など農村の体験を通して、都市と農村の交流活動を支援しています。

野原地区の漁業漁村体験施設では、漁村での生活を体験してもらうため漁業体験の受け入れを行っており、竜宮浜地区および神崎地区では地引網体験の受け入れを行っております。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、受入れ人数を縮小することとなりましたが、合わせて約130人の利用がありました。

生物多様性の保全について

● 生物多様性とは

生物多様性とは生態系の豊かさを表す言葉であり、3つのレベルがあります。1つ目は様々な生物が生息する生態系の多様性です。2つ目は生態系の中にある種の多様性です。3つ目は同じ種の中にある遺伝的多様性です。

現在、地球上の多くの生物が絶滅の危機にさらされています。例えば京都府では、生息する野生生物の約15%が絶滅の危機にひんしています。その原因は、外来生物の侵入・定着や地球温暖化、人為的な開発や乱獲、里地里山の荒廃など多岐にわたります。生物多様性の衰退による我々の生活への影響は避けて通れません。私達人間の生活が様々な生物に影響を与えていることを常に考え、行動しましょう。

● 絶滅を回避するには

多くの生物が絶滅の危機にひんしている現在において、過去の過ちを繰り返さないこと、自然や環境に対する正しい知識を身につけることが重要です。以下の事を心がけ、生物多様性の保全につなげましょう。

- ・ 自然観察等を通し自然に親しむ
- ・ 環境に優しい農業や漁業でとれたものを選ぶ
- ・ 外来生物を広げない
- ・ 自然環境を次代へ受け継ぐため、知見を集積する
- ・ 自然保護活動に参加する



オオミズナギドリと冠島

3 自然との共生社会の確立

野生生物との共生

H17(基準年)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2 (目標)
京都府レッドリスト選定種数(野生生物・絶滅寸前種・絶滅危惧種・準絶滅危惧種)(種)								
167	177	177	177	177	177	177	177	167
達成度(%)	94.4	94.4	94.4	94.4	94.4	94.4	94.4	100
天然記念物の指定件数(件)								
10	12	13	13	13	13	13	13	15
達成度(%)	80	86.7	86.7	86.7	86.7	86.7	86.7	100
有害鳥獣による農作物の被害面積(a)								
2,853	2,004 ^(※)	2,700	4,689	2,143	2,625	1,765	2,312	1,100
達成度(%)	54.9	40.7	23.5	51.3	41.9	62.3	47.6	100

(※)「有害鳥獣による農作物の被害面積」について、H26年度は自己消費地の被害面積が調査されていないため、25年度の数値を記載しています。

● 野生動植物の把握と保護



まいづる環境市民会議と市の連携により、舞鶴に生息する動植物や特色ある景観など9部門計448点を紹介する自然観察ガイドブック「舞鶴フィールドミュージアム」を作成し、平成27年3月に発行しました。冊子として市内各所で販売するとともに、市ホームページにウェブ版を掲載し、情報の発信を行っています。

● 外来生物の把握と対策

ライグマは特定外来生物であることから、舞鶴市内からの完全排除を目標として対策を強化しており、令和2年度は、19頭を捕獲しました。

● 有害鳥獣への的確な対応

有害鳥獣による農作物被害を防ぐため、捕獲と併せて、檻や電気柵の設置などに対する支援を行っています。

令和2年度の有害鳥獣捕獲実績は、鳥類61頭・動物(獣)2,838頭でした。被害面積は、2,312 a となっています。



電気柵の設置状況

大気環境の保全

H17 (基準年)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2 (目標)
大気中の二酸化窒素 (NO ₂) 濃度 (ppm)								
0.007~ 0.027	0.005~ 0.017	0.005~ 0.015	0.005~ 0.015	0.005~ 0.017	0.005~ 0.013	0.003~ 0.013	0.011	環境基準値 0.06以下
達成度 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100

● 大気の現況把握

京都府及び関西電力(株)が大気汚染状況を常時監視しています。

測定 地点	京都府東舞鶴測定局 … 溝尻 (新舞鶴小学校) に設置 関西電力(株)測定局 … 令和2年8月末ですべて廃止
----------	-----------------------------------------------------------

● 工場、事業所からの大気汚染 (含む悪臭) の抑制

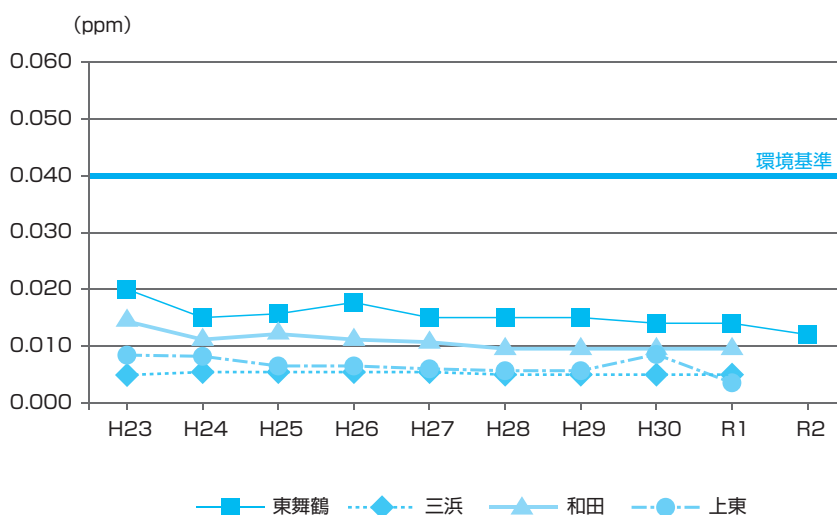
市と市内の主な工場、事業所との間で環境保全協定を締結し、その協定に基づいた監視・指導を行っています。

● 自動車排ガスの監視強化

交通量の多い道路27カ所で年1回、二酸化窒素の簡易測定を実施し、自動車排ガスによる影響を監視しています。

二酸化窒素 (NO₂) の測定結果

二酸化窒素は、工場やボイラー、自動車のエンジン、家庭用のコンロやストーブなどでの燃料の燃焼に伴い発生します。平成23年度～令和2年度の10年間、年間の環境基準を達成しています。



二酸化窒素

環境基準

1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

年間の環境基準評価方法

年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。

4 良好な生活環境の確保

二酸化窒素の測定結果（市測定分）

単位：ppm

道路名		測定地点	R2
国道	27号	舞鶴市字真倉地内	0.013
	27号	舞鶴市字十倉地内	0.017
	27号	舞鶴市字北田辺地内	0.019
	27号	舞鶴市字上安地内	0.019
	27号	舞鶴市字北吸地内	0.015
	27号	舞鶴市字浜地内	0.022
	27号	舞鶴市字田中町地内	0.017
	27号	舞鶴市字小倉地内	0.015
	175号	舞鶴市字上福井地内	0.011
	175号	舞鶴市字寺内地内	0.017
177号	舞鶴市字魚屋地内	0.015	
主要地方道	東舞鶴・停車場線	舞鶴市字浜地内	0.019
	舞鶴和知線	舞鶴市字行永地内	0.011
	舞鶴和知線	舞鶴市字行永地内	0.011
	志高西舞鶴線	舞鶴市字公文名地内	0.011
	舞鶴綾部福知山線	舞鶴市字七日市地内	0.013
	小倉西舞鶴線	舞鶴市字森地内	0.015
	小倉西舞鶴線	舞鶴市字福来地内	0.024
	小倉西舞鶴線	舞鶴市清美が丘地内	0.024
	小倉西舞鶴線	舞鶴市字行永地内	0.011
	舞鶴野原港高浜線	舞鶴市字大波下地内	0.011
府道	物部西舞鶴線	舞鶴市字上福井地内	0.006
	由良・金ヶ岬・上福井線	舞鶴市字喜多地内	0.006
	余部下舞鶴港線	舞鶴市字長浜地内	0.011
	老富・舞鶴線	舞鶴市字常地内	0.008
	西舞鶴停車場線	舞鶴市字引土地内	0.015
高浜・舞鶴線	舞鶴市字安岡地内	0.011	

平成21年度から年1回、カプセル簡易測定法(*)により測定。

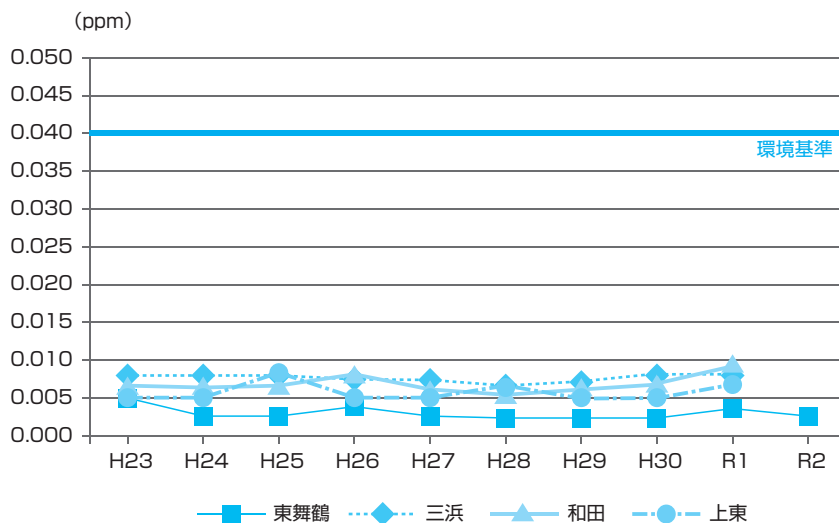
27カ所すべてにおいて環境基準を達成しています。

※カプセル簡易測定法…空気の捕集管としてのフタ付プラスチック容器などに、吸収剤を染み込ませたろ紙を入れ測定場所に設置。24時間経過後にカプセルを取り出し、発光液(ザルツマン液)を加えて発色させ、その色の濃さを比色計で測定して濃度を計算します。

■ 年間の環境基準達成
■ 年間の環境基準未達成

二酸化硫黄(SO₂)の測定結果

二酸化硫黄は、石油や石炭などの化石燃料の燃焼に伴い発生する気体です。無色で刺激臭があります。平成23年度～令和2年度の10年間、年間の環境基準を達成しています。



二酸化硫黄

環境基準

1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

年間の環境基準評価方法

年間を通じて測定した1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が環境基準(0.04ppm)以下であり、かつ、1日平均値が環境基準を超える日が2日以上連続しないこと。

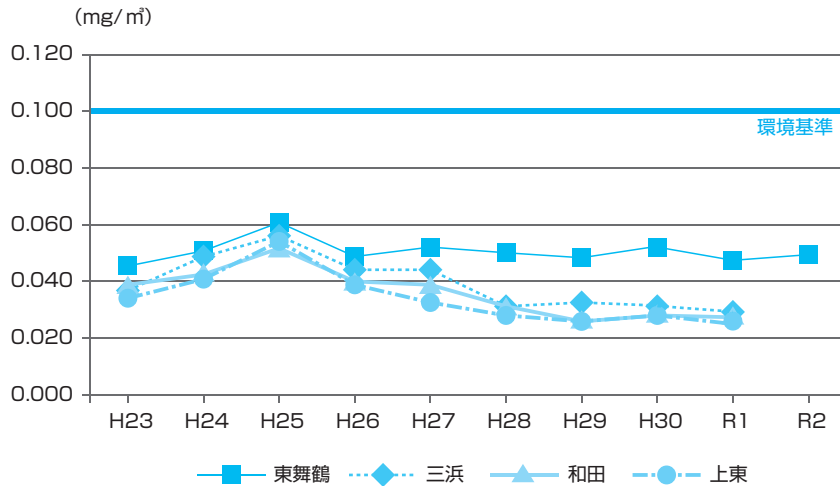
【1日平均値が環境基準を2日以上連続して超えた回数】

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■ 年間の環境基準達成
■ 年間の環境基準未達成

浮遊粒子状物質 (SPM) の測定結果

浮遊粒子状物質は、工場などのばいじんやディーゼルエンジンの排気ガスなどから発生するもので、その粒径が $10\mu\text{m}$ (※1)以下のものをいいます。非常に小さいため、大気中に長時間とどまります。平成23～令和2年度の10年間、年間の環境基準を達成しています。



浮遊粒子状物質

環境基準
1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ (※2)以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

年間の環境基準評価方法
年間を通じて測定した1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が環境基準($0.10\text{mg}/\text{m}^3$)以下であり、かつ、1日平均値が環境基準を超える日が2日以上連続しないこと。

※1 μm :長さの単位。マイクロメートル。
 $1\mu\text{m}=100$ 万分の1メートル

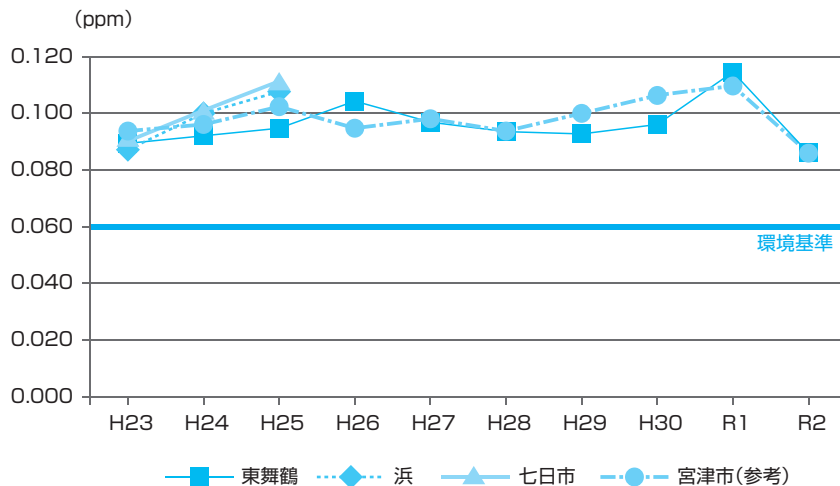
※2 mg/m^3 :大気1立方メートル中の量。
mgは重さの単位。
 $1\text{mg}=1,000$ 分の1グラム

【1日平均値が環境基準を2日以上連続して超えた回数】

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■ 年間の環境基準達成
■ 年間の環境基準未達成

光化学オキシダントの測定結果



光化学オキシダント

環境基準
1時間値が 0.06ppm 以下であること。

年間の環境基準評価方法
6時から20時までの昼間時間帯の1時間値が 0.06ppm 以下であること。

【環境基準を超えた日数と時間数】

項目	年度				
	H23	H24	H25	H26	H27
東舞鶴	日数	43	59	56	59
	時間数	229	286	280	385
浜	日数	58	93	78	-
	時間数	263	456	452	-
七日市	日数	59	74	73	-
	時間数	311	380	410	-
宮津市(参考)	日数	58	69	86	69
	時間数	306	401	508	442

項目	年度				
	H28	H29	H30	R1	R2
東舞鶴	日数	51	50	43	43
	時間数	283	302	247	261
浜	日数	-	-	-	-
	時間数	-	-	-	-
七日市	日数	-	-	-	-
	時間数	-	-	-	-
宮津市(参考)	日数	63	63	51	45
	時間数	370	364	312	323

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽からの紫外線を受けて化学反応を起こすことで発生します。濃度が高くなり、白くモヤがかかったような状態が光化学スモッグです。

平成23年度～令和2元年度の10年間、一度も環境基準を達成していません。

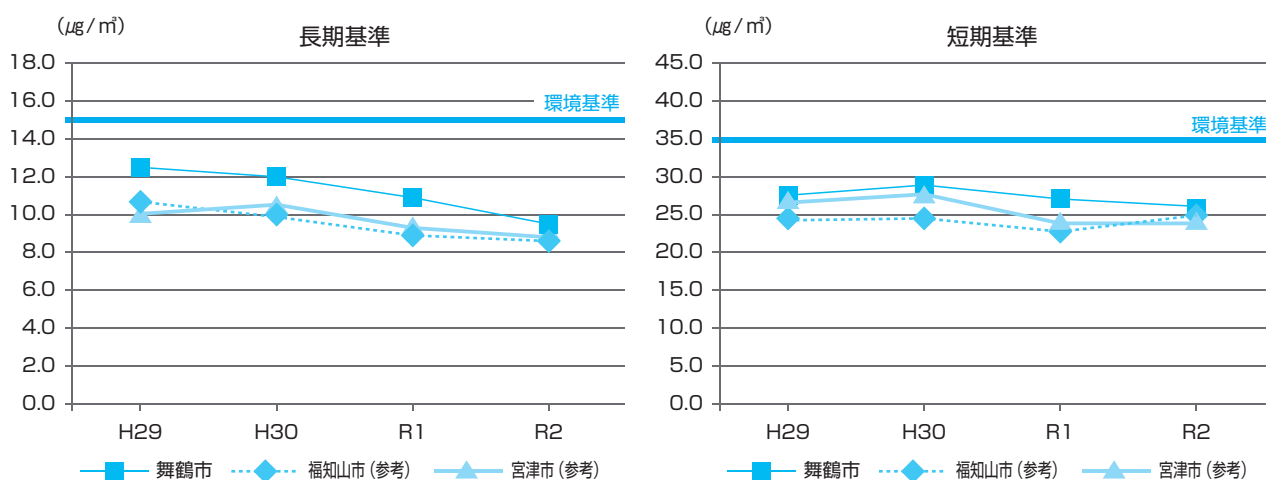
また、環境基準を超えた日数が多くありますが、これは府下全域の傾向です。国内では原因物質の排出量が規制により減少傾向であること、もともと原因物質が少ない地方でも濃度が高くなっていることなどから、外国からの飛来が原因の一つではないかといわれています。

4 良好な生活環境の確保

PM2.5の測定結果

PM2.5は、大気中に浮遊している2.5 μm 以下の小さな粒子のことです。浮遊粒子状物質（SPM）よりも小さな粒子であるPM2.5は、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加えて循環器系への影響も心配されます。

市内では平成24年度から測定を行っており、令和2年度においては、長期基準（年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （※）以下）、短期基準（日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）ともに環境基準を達成しています。

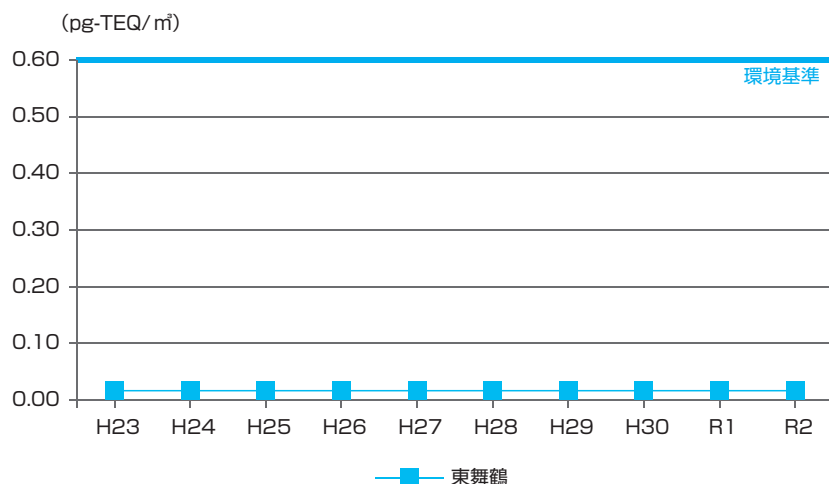


PM2.5	
<p>環境基準</p> <p>1年平均値が15$\mu\text{g}/\text{m}^3$以下であり、かつ、1日平均値が35$\mu\text{g}/\text{m}^3$以下であること。</p>	<p>年間の環境基準評価方法</p> <p>1年平均値が15$\mu\text{g}/\text{m}^3$以下であること、かつ、年間を通じて測定した1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが35$\mu\text{g}/\text{m}^3$以下であること。</p>

※ $\mu\text{g}/\text{m}^3$: 大気1立方メートル中の量。
 μg (マイクログラム)は重さの単位。
 1 μg =100万分の1グラム。

ダイオキシン類の調査結果

ダイオキシン類は、ものが燃える過程などで発生します。非常に毒性が強く、分解しにくい性質を持っているのが特徴です。市内では、毎年環境基準を達成しています。



ダイオキシン類
<p>環境基準</p> <p>年間平均値が0.6pg-TEQ/m³(※)以下であること。</p>

※ pg-TEQ/m³: 大気1立方メートル中の量。
 pg(ピコグラム)は重さの単位。1pg=1兆分の1グラム。TEQは、複数種類あるダイオキシン類を最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(TCDD)の毒性に換算した値(毒性等量)ということを示します。

水環境の保全

H17 (基準年)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2 (目標)
舞鶴湾の化学的酸素要求量 (COD) 値 (mg/ℓ)								
2.3 ~ 2.9	2.0~2.4	1.7~2.1	1.9~2.2	2.1~2.8	2.2~2.6	1.6~2.1	1.9~2.7	環境基準値 2以下
達成度 (%)	0 ●	0 ●	0 ●	0 ●	0 ●	0 ●	0 ●	100
由良川、伊佐津川、河辺川の生物化学的酸素要求量 (BOD) 値 (mg/ℓ)								
0.6 ~ 1.7	0.5~2.1	0.5~0.7	0.5~0.8	0.5~1.4	0.5~1.1	0.5~0.7	0.5~0.8	環境基準値 2以下
達成度 (%)	95.2 ●	100 ●	100 ●	100 ●	100 ●	100 ●	100 ●	100
水洗化普及率 (%)								
70.2	94.1	94.8	95.1	95.7	97.2	97.3	97.6	98
達成度 (%)	96.0 ●	96.7 ●	97.0 ●	97.7 ●	99.2 ●	99.3 ●	99.6 ●	100
水洗化率 (%)								
58	88.4	88.9	89.3	90.0	90.5	91.7	92.1	92
達成度 (%)	96.0 ●	96.6 ●	97.1 ●	97.8 ●	98.4 ●	99.7 ●	100.1 ●	100

● 河川や海の水質の把握

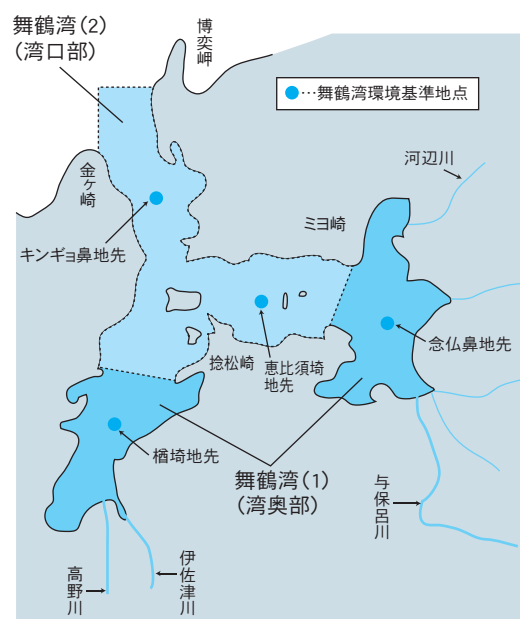
海域（舞鶴湾）では、京都府が4地点で水質を測定しています。また、河川については、市が9地点で、京都府と国土交通省が5地点で測定を行っています。

《舞鶴湾の状況》

海域の環境基準は、舞鶴湾の湾奥部2カ所と湾口部2カ所に設定されており、京都府が年6回水質を測定しています。



五老岳から見た舞鶴湾

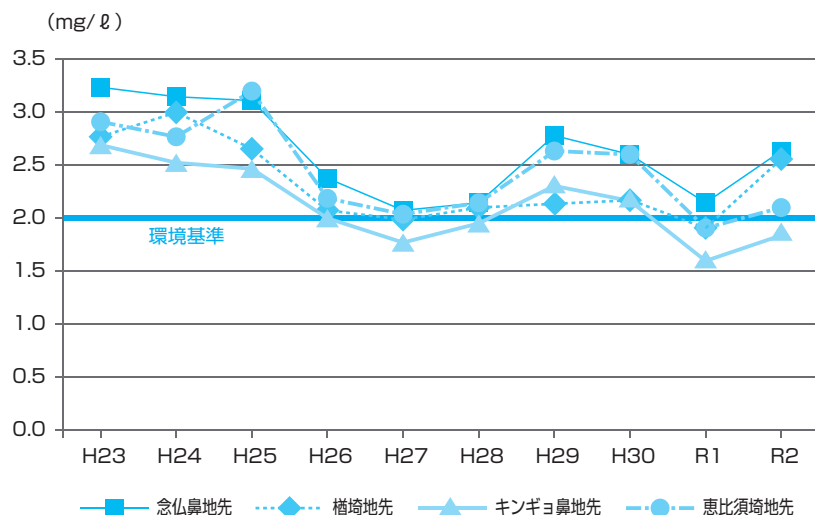


4 良好な生活環境の確保

舞鶴湾・COD測定結果

水中の有機物質などが、酸化剤で酸化されるときに消費される酸素量のことを化学的酸素要求量（COD）といいます。この数値が大きいほど海の水が汚れていることとなります。

平成23年度～令和2年度の10年間は、環境基準がほぼ未達成となっています。



COD指定類型A(※)

環境基準

1日平均値が2.0mg/l以下であること。

年間の環境基準評価方法

環境基準点において、年間を通じて測定した1日平均値の全データのうち75%以上のデータが基準以下であり、かつ、1水域において複数の環境基準点がある場合は、いずれもが基準に適合していること。

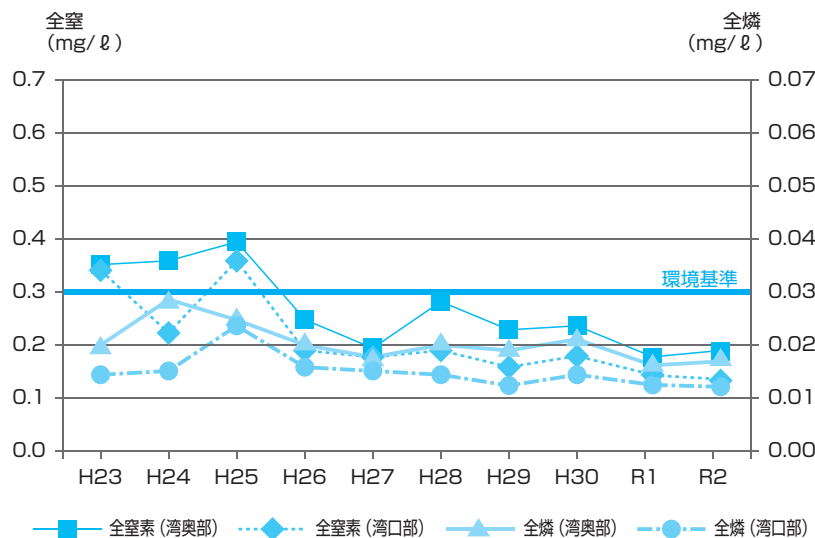
本市の場合、2カ所の環境基準地点とともに基準を満たした場合に達成したことになります。

※ 指定類型A:CODに係る海域の類型はABCの3種類あり、Aの場合は、自然探勝などの環境が保全され、マダイ、ブリ、ワカメなどの水産生物が生息できる水質です。

舞鶴湾・全窒素全燐測定結果

全窒素・全燐とは、水中の窒素化合物・燐化合物に含まれる窒素、燐の総量のことです。その値が大きくなると、湾内に富栄養化をもたらし、水生生物に悪い影響を与えます。

湾奥部の方が全窒素・全燐ともに濃度が少し高い傾向にあります。平成23年度～令和2年度の10年間の環境基準達成状況をみると、達成した年度の数と未達成年度の数を比べると達成した年度が多くなりました。



全窒素・全燐 指定類型II(※)

環境基準

全窒素の年間平均値が0.3mg/l以下であり、かつ全燐の年間平均値が0.03mg/l以下であること。

年間の環境基準評価方法

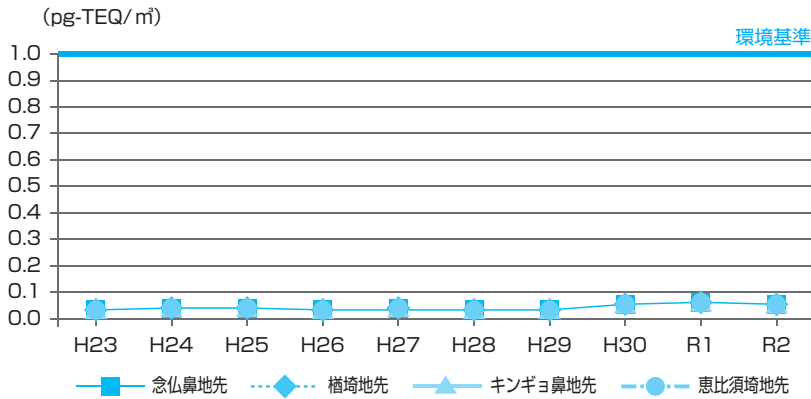
環境基準点において、年間を通じて測定した表層水質の年間平均値の水域内平均値が、全窒素・全燐ともに基準以下であること。

本市の場合、2カ所の環境基準地点の平均値がともに基準を満たした場合に達成したことになります。

※ 指定類型II:窒素・燐に係る海域の類型はI～IVの4類型あり、IIの場合は多様な水産生物がバランスよく安定して漁獲される水質です。

舞鶴湾・ダイオキシン類の調査結果

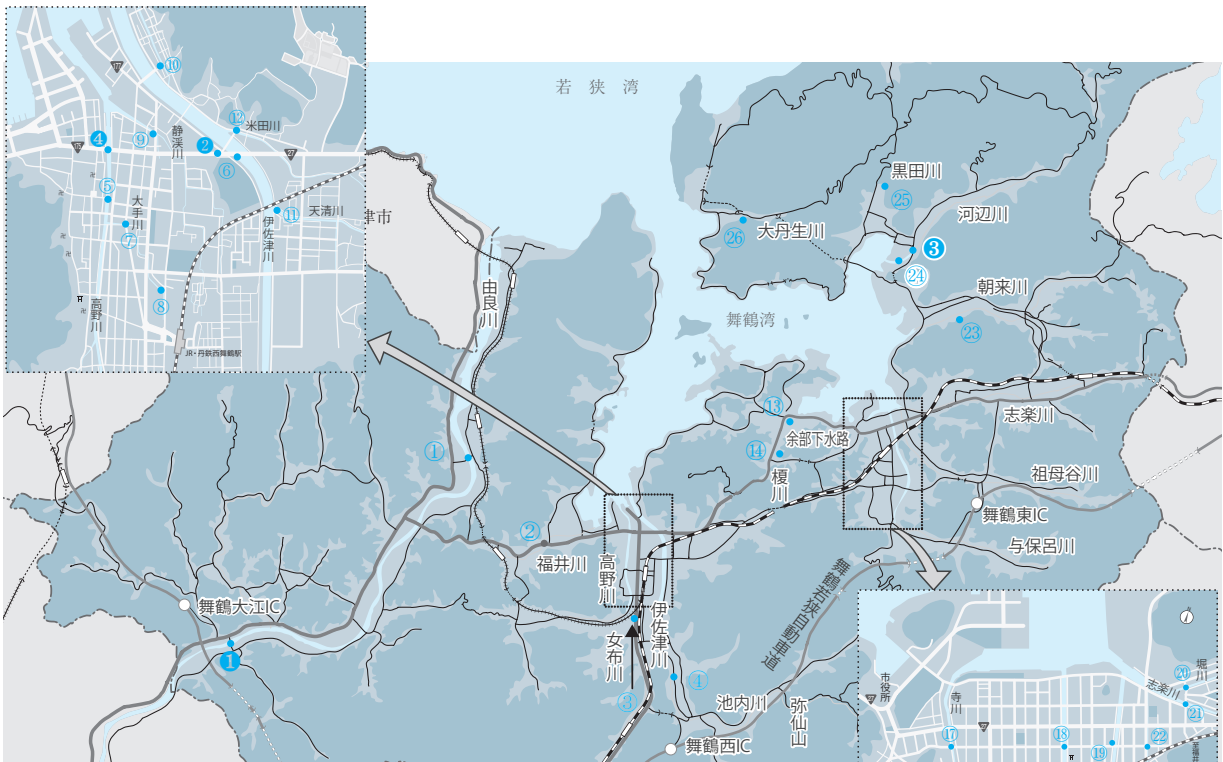
ダイオキシン類は、平成12年度から測定しています。その結果を見ると、すべての基準点で毎年、環境基準を達成しています。



ダイオキシン類
環境基準
 年間平均値が1.0pg-TEQ/m³以下であること。

《河川の状況》

河川の環境基準は、由良川、伊佐津川、河辺川（ダイオキシン類は伊佐津川と河辺川のみ）に設定されており、京都府と国土交通省が水質を測定しています。そのほか、市では年4回9カ所河川の水質測定を行っています。



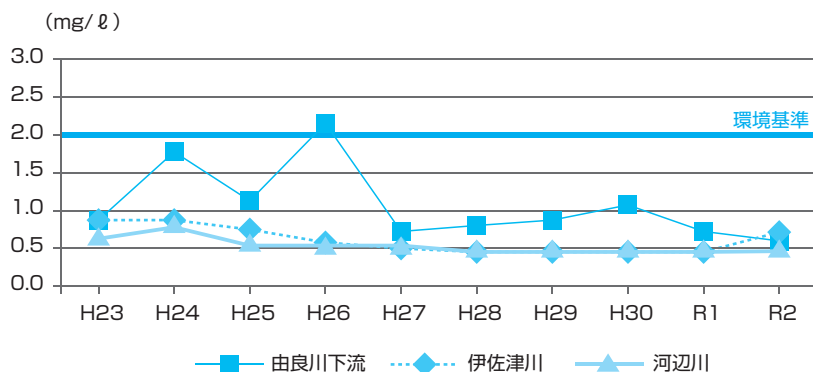
- 《国・府測定河川》**①由良川(由良川橋)、②伊佐津川(相生橋)、③河辺川(第一河辺川橋)、④高野川(新橋)、⑤与保呂川(桜橋)
- 《市測定河川》**①由良川(八雲橋)、②福井川(福井橋)、③女布川(出合橋)、④池内川(山崎橋)、⑤高野川(大橋)、⑥伊佐津川(新相生橋)、⑦大手川(田辺橋)、⑧大手川(裁判所前)、⑨静深川(新静深橋)、⑩吉原入江(港橋)、⑪天清川(天清橋)、⑫米田川(相生小橋)、⑬余部下水路(ジャパンマリンユナイテッド前)、⑭榎川(細谷橋)、⑮寺川(森三本木)、⑯寺川(初瀬橋)、⑰寺川(八島橋)、⑱与保呂川(養老橋)、⑲祖母谷川(浪速橋)、⑳堀川(乙姫橋)、㉑志楽川(竜宮橋)、㉒松島川(八島通角)、㉓朝来川(浜田橋)、㉔河辺川(第一河辺川橋下流)、㉕黒田川(赤野橋上流)、㉖大丹生川(花迫口橋)
- ※各河川の詳細データは別冊資料集に掲載しています。
 ※⑧、⑮、⑯は平成25年度で、⑩は平成26年度で、②、③、⑤、⑥、⑦、⑪、⑫、⑬、⑭、⑰、⑱、㉑は平成29年度をもって測定を終了しています。

測定箇所

4 良好な生活環境の確保

河川・BOD測定結果

平成23年度～令和2年度の10年間のうち、平成26年度の由良川を除いては、3河川ともに年間の環境基準を達成しています。なお、由良川(下流)の環境基準点は5カ所あり、そのすべてで基準を満たしている場合に達成したことになり、令和2年度も環境基準を達成しています。

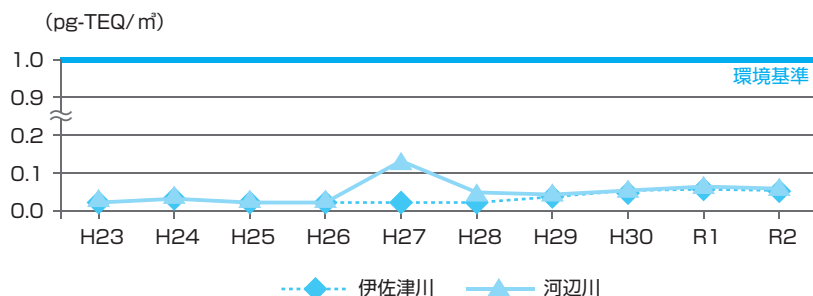


BOD指定類型A ^(※)	
環境基準	1日平均値が2.0mg/l以下であること。
年間の環境基準評価方法	環境基準点において、年間を通じて測定した1日平均値の全データのうち75%以上のデータが環境基準(2.0mg/l)以下であり、かつ、1水域において複数の環境基準点がある場合は、いずれもが基準に適合していること。

※ 指定類型…河川、湖沼、海域の環境基準は、水の利用目的に応じて定められており、その利水目的に適した水域を区分し類型を指定しています。また、河川の類型はA～Eの6種類あり、Aの場合は通常の水道水として利用でき、ヤマメ、イワナなどの海産物が生息できる水質です。

河川・ダイオキシン類の調査結果

ダイオキシン類は、平成12年度から測定しています。その結果をみると、いずれの基準点でも毎年、環境基準を達成しています。



ダイオキシン類	
環境基準	年間平均値が1.0pg-TEQ/m³以下であること。

● 水質汚濁の抑制と改善

市と市内の主な工場、事業所との間で環境保全協定を締結し、その協定に基づいた監視・指導を行っています。

● 環境負荷が少ない農林水産業の促進

【エコファーマー】

エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、環境に優しい農業に取り組む計画をたて、その計画が知事の認定を受けた農業者(個人または法人)の愛称です。

平成29年度末までに舞鶴市内でエコファーマーの認定を受けた件数は67件です。認定を受けた農産物には、エコファーマーマーク(右イラスト)を付けることができます。



● 水洗化の普及促進

水洗化人口（公共下水道（特環＝特定環境保全公共下水道を含む）、農・漁業集落排水、合併浄化槽）は、72,284人で、全人口の減少に伴い、元年度の72,610人と比べて326人減少しています。

し尿の収集量は、8,580.1^{kg}（元年度の8,734.1^{kg}と比べて154^{kg}減）。公共下水道事業や浄化槽（公設）整備事業により水洗化が進んだことで減少しています。また、浄化槽汚泥の収集量は、6,127.5^{kg}（元年度6,440.5^{kg}と比べて313^{kg}減）となっています。

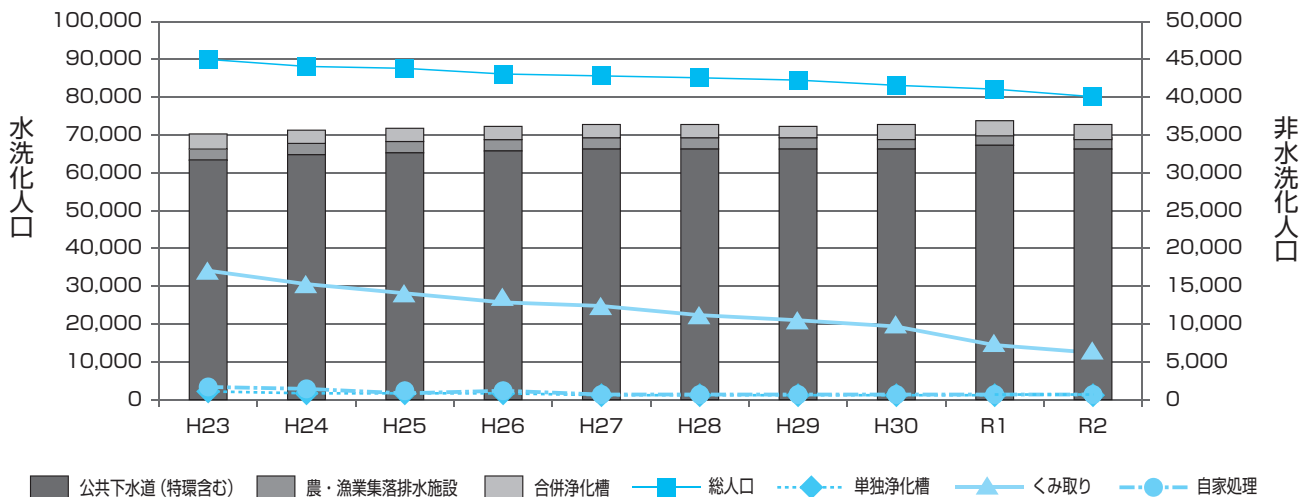
水洗化人口の推移

項目		H28	H29	H30	R1	R2
総人口		84,115	82,949	81,877	80,957	79,743
公共下水道（特環含む）人口		66,348	66,508	67,321	68,033	67,777
農・漁業集落排水施設人口		1,929	1,914	1,820	1,778	1,766
浄化槽人口	合併浄化槽	3,241	3,033	2,865	2,799	2,741
	単独浄化槽	604	556	502	491	489
くみ取り人口		11,400	10,345	8,809	7,296	6,430
自家処理人口		593	593	560	560	540

※人口は各年度末人口(外国人含む)

資料 市生活環境課

水洗化人口推移



し尿量等の推移

区分	単位	H28	H29	H30	R1(※)	R2
し尿収集量	kg (^{kg})	11,176.2	10,241.8	9,865.4	8,734.1	8,580.1
浄化槽汚泥収集量		7,698.5	6,774.3	6,382.5	6,440.5	6,127.5
し尿処理施設投入量		18,874.7	17,016.1	16,247.9	15,174.6	14,707.6
1日当たり処理量		51.7	46.6	44.5	41.5	40.3
し尿収集件数	件	38,857	38,295	35,118	32,333	30,288
浄化槽汚泥収集件数		1,563	1,513	1,496	1,478	1,466

※閏年(令和元年度)は1年を366日として計算。

資料 市生活環境課

4 良好な生活環境の確保

生活環境の保全

H17 (基準年)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2 (目標)
自動車騒音の環境基準が超過している地点数 (地点)								
11	8	9	9	13	7	5	7	5
達成度 (%)	62.5	55.6	55.6	38.5	71.4	100	71.4	100
生活公害の苦情件数 (件/年度)								
71	42	42	43	44	33	29	25	30
達成度 (%)	71.4	71.4	69.8	68.2	90.9	103.4	120	100

● 騒音・振動公害対策の推進

騒音には、環境基準の他に、騒音規制法により要請限度^(※)が定められており、国道、府道の自動車騒音及び一般地域の環境騒音を毎年測定し、環境基準の達成度を評価しています。また、振動にも要請限度が定められており、道路交通振動を毎年測定しています。

※要請限度…自動車騒音や道路交通振動の限度で、その限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市は公安委員会や道路管理者に必要な処置をとるよう要請や意見を述べることができます。



騒音測定の様子

騒音の状況 (等価騒音レベルの測定結果^{※1})

等価騒音レベルは、一定期間の平均的な騒音の程度をあらわします。令和2年度は10か所のうち、昼間に5か所、夜間に7か所で環境基準を超過しています。

① 京都府測定分^{※1}

単位：db (デシベル)

区分	道路名	測定地点	等価騒音レベル																				
			H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
道路に面する地域	27号	小倉60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	27号	上安1925	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	27号	京田30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	27号	満尻150-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	27号	田中町19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	27号	北吸無番地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	175号	下福井901	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	175号	下福井735	69	64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	主要地方道	舞鶴野原港高浜線	泉源寺175-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		小倉西舞鶴線	倉谷1499	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小倉西舞鶴線		行永291	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

■ 環境基準達成 ■ 環境基準超過 ■ 要請限度超過

資料 京都府

※京都府測定分については、平成24年度より舞鶴市に権限移譲。

②舞鶴市測定分※1

単位：db（デシベル）

区分	道路名	測定地点	等価騒音レベル																				
			H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
道路に面する地域	国	27号 真倉416-1	60	58	-	-	62	60	-	-	62	58	-	-	68	63	-	-	65	64	-	-	
		27号 十倉60-1	-	-	71	68	72	69	70	69	71	68	68	67	73	72	69	69	-	-	-	69	66
		27号 北田辺170-5	66	63	-	-	68	64	-	-	67	63	-	-	70	66	64	61	-	-	-	-	-
		27号 上安642-5	73	68	75	70	75	70	74	70	73	68	73	69	78	70	73	70	-	-	-	74	69
		27号 北吸1039-3	65	61	-	-	67	62	-	-	66	63	-	-	73	70	67	62	72	66	-	-	-
		27号 浜2006-13	71	67	72	69	73	69	71	68	72	68	71	69	76	72	72	68	76	73	73	68	-
		27号 田中町4-1	-	-	71	68	69	68	69	67	73	66	68	67	76	74	70	67	-	-	-	70	68
		27号 小倉11	73	70	74	70	73	69	72	70	71	68	71	68	79	76	70	68	-	-	-	71	68
		175号 上福井100-1	72	68	74	70	72	70	74	69	72	68	71	67	81	75	73	67	-	-	-	73	68
		175号 寺内4-13	-	-	69	65	-	-	72	68	72	67	71	66	74	70	68	65	80	76	72	68	-
	177号 魚屋243-2	59	53	-	-	61	53	-	-	55	59	-	-	61	56	-	-	71	67	-	-	-	
	主要地方道	東舞鶴・停車場線	浜764	-	-	67	59	-	-	67	58	-	-	66	59	-	-	65	56	-	-	-	-
		舞鶴和知線	北浜町9-2	-	-	64	57	-	-	63	57	-	-	61	54	-	-	63	59	67	61	-	-
		舞鶴和知線	行永451-4	-	-	62	54	-	-	61	53	-	-	63	59	-	-	61	55	67	61	-	-
		志高西舞鶴線	公文名104-3	60	50	-	-	61	57	-	-	61	59	-	-	67	60	-	-	68	61	-	-
		舞鶴綾部福知山線	七日市99-1	63	54	-	-	62	53	-	-	58	49	-	-	63	56	-	-	68	60	-	-
		小倉西舞鶴線	森284-3	71	65	70	65	-	-	69	64	-	-	63	58	-	-	64	58	-	-	-	-
		小倉西舞鶴線	福来199-3	63	59	-	-	67	53	-	-	67	63	-	-	70	67	68	64	78	73	69	64
		小倉西舞鶴線	清美が丘4-4	69	64	-	-	70	64	-	-	71	64	69	62	-	-	70	63	-	-	-	-
		小倉西舞鶴線	清美2845-4	-	-	68	63	-	-	69	62	-	-	70	66	74	67	70	64	-	-	-	-
舞鶴野原港高浜線		大波下421-2	-	-	69	61	-	-	69	59	-	-	69	58	-	-	69	60	-	-	-	-	
府道	物部西舞鶴線	上福井944-3	54	51	-	-	63	52	-	-	52	47	-	-	57	49	-	-	62	52	-	-	
	由良・金ヶ岬・上福井線	喜多194-2	57	56	-	-	56	46	-	-	56	49	-	-	64	51	-	-	63	51	-	-	
	余部下舞鶴港線	長浜103	-	-	62	52	-	-	61	51	-	-	61	50	-	-	62	50	-	-	-	-	
	老富・舞鶴線	常9-2	-	-	64	55	-	-	63	56	-	-	64	58	-	-	63	57	-	-	-	-	
	高浜・舞鶴線	安岡585	-	-	65	59	-	-	66	56	-	-	65	57	-	-	63	56	-	-	65	57	
	西舞鶴停車場線	引土7-3	-	-	58	52	-	-	58	58	-	-	57	51	-	-	57	54	-	-	58	52	
	一般地域	-	愛宕中町7-4	-	-	-	-	54	45	-	-	59	54	58	46	66	57	57	49	-	-	-	-
		-	常363	50	42	53	43	-	-	51	44	-	-	53	44	-	-	52	45	-	-	-	-
		-	高野由里233	50	43	-	-	54	52	49	47	50	41	-	-	55	48	46	44	-	-	-	-
		-	伊佐津603	47	39	-	-	48	40	-	-	46	38	-	-	55	45	-	-	-	-	-	-

環境基準達成 環境基準超過 要請限度超過

資料 市生活環境課

道路に面する地域の基準※2

	昼間(6時~22時)	夜間(22時~6時)
環境基準(等価騒音レベル)	70db以下	65db以下
要請限度(等価騒音レベル)	75db以下	70db以下

一般地域の基準※3

	昼間(6時~22時)	夜間(22時~6時)
環境基準(等価騒音レベル)	55db以下	45db以下

騒音レベル	騒音の大きさの例	備考
80db	地下鉄の車内	うるさい ↑ ↓ 静か
70db	電話のベル	
60db	普通の会話	
50db	静かな事務所	
40db	図書館	

※1 -：測定未実施

京都府測定分：原則2年ごとの測定です。ただし測定結果が良くない地点は翌年度も測定しています。舞鶴市測定分：原則2年ごとの測定です。ただし測定結果が環境基準を超過した地点は翌年度も測定しています。

※2 道路に面する地域の測定箇所はすべて幹線道路近接空間であるために、環境基準と要請限度は地域の用途に関係なく同一の基準が適用されます。

※3 一般地域の環境基準は、住居地域の基準です。一般地域には、要請限度は適用されません。

騒音の状況(自動車騒音面的評価結果※1)

単位：%

①京都府評価分(～H23)、舞鶴市評価分(H24～)

区分	道路名	調査区間	環境基準達成率(※2)																						
			H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2				
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間			
道路に面する地域	国	27号 吉坂～小倉	-	-	-	-	-	-	-	-	93	85	-	-	-	-	-	-	-	-	93	70			
		27号 北吸～余部下	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	95	96	-	-	
		27号 余部下～魚屋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66	65	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		27号 魚屋～京田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		27号 魚屋～円満寺	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	88	87	-	-	-	-	-	-	-	-	
		27号 円満寺～京田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	87	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		27号 溝尻～北吸	-	-	-	-	-	-	77	77	-	-	99	87	-	-	-	-	-	-	77	77	-	-	
		27号 小倉～溝尻	-	-	81	78	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	93	91	-	-	-	-	-	-	
		27号 京田～真倉	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		175号 下福井～魚屋	-	-	-	-	-	-	79	77	99	98	-	-	-	-	-	-	-	-	69	67	-	-	
		175号 八田～下福井	100	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	88	88	
		177号 北田辺～魚屋	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	99	99	-	-	-	-	-	-	-	-	
		主要地方道	東舞鶴・停車場線	浜町～浜	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	99	-	-	-	-	-	-
			舞鶴和知線	浜～行永	-	-	-	-	-	-	99	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	99	-	-
舞鶴和知線	行永～行永		-	-	100	100	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	91	98	-	-		
舞鶴野原港高浜線	溝尻～中田		-	-	99	98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	81	98	-	-	-	-	-	-		
小倉西舞鶴線	小倉～行永		-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	-	76	82	-	-	-	-	-	-	-	-		
小倉西舞鶴線	上安～円満寺		-	-	-	-	-	-	-	-	99	99	-	-	-	-	-	-	-	76	75	-	-		
小倉西舞鶴線	行永～森		-	-	99	98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
小倉西舞鶴線	森～上安		-	-	-	-	100	94	-	-	-	-	-	-	-	94	100	-	-	-	-	-	-		
由良・金ヶ岬・上福井線	白杉～下福井		-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	-	99	99	-	-	-	-	-	-	-	-		
老富・舞鶴線	与保呂～行永		-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-		
府道高浜・舞鶴線	登尾～鹿原	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	99	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100		
老富・舞鶴線	与保呂～行永	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	85	-	-	-	-	-	-	-	-	100	86		

環境基準達成率： 100%達成 70～99%達成 40～69%達成 40%未満 資料 京都府(～H23)・舞鶴市(H24～)

※1 面的評価とは、道路を一定区間ごとに区切り評価区間を設定し、評価区間内を代表する1地点で等価騒音レベルの測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から50mの範囲内にある全ての住居等について等価騒音レベルを推計し、環境基準を達成する戸数及び割合を把握するものです。

※2 調査区間内の道路に面する地域(道路沿道両側50メートル)に立地する住居等のうち、環境基準を達成している戸数の割合。平成23年度までは舞鶴市測定分では、面的評価をしていません。

4 良好な生活環境の確保

振動の状況（振動の測定結果）※1

①舞鶴市測定分

単位：db（デシベル）（L10※2）

用途地域の区分	測定地点 ※3	昼間(8時～19時)											夜間(19時～8時)										
		要請 限度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	要請 限度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
商業	寺内4-13	70	50	50	45	45	44	47	49	48	45	48	65	41	48	45	37	39	41	37	45	43	42
商業	北田辺170-6	70	50	48	44	46	46	43	47	47	50	50	65	42	38	34	39	36	33	41	36	42	42
準住居	南田辺84	70	40	41	44	38	37	37	42	35	43	44	65	39	37	38	36	38	33	35	34	41	43
商業	上安612	65	51	53	45	51	44	47	46	43	48	39	60	54	51	49	40	34	45	41	38	40	35
近隣商業	余部上292	70	49	47	45	44	50	49	43	48	49	48	65	46	51	41	43	45	45	42	41	40	47
商業	北吸729	70	43	47	40	41	45	48	43	47	51	45	65	40	42	40	41	39	43	41	44	36	45
商業	溝尻81-5	70	45	52	47	42	46	43	49	47	47	46	65	48	49	44	48	41	40	37	35	36	46
商業	市場28	70	52	49	47	45	44	53	48	47	42	41	65	52	52	46	46	44	47	31	38	34	42

要請限度超過

資料 市生活環境課

※1 測定結果は各地点で10分程度、簡易的に測定したもので、測定結果は参考値です。

※2 L10:測定値を小さなものから順に並べ、上位と下位それぞれの10%のデータを切り捨てた残りの最大値のことで、振動の評価に使われます。

※3 測定地点は道路端です。

振動レベル	振動のめやす	備考
80db	家屋がゆれ、戸、障子がガタガタと音をたてる	大きい ↑ ↓ 小さい
70db	大勢の人に感じる程度のもので、戸、障子がわずかに動く	
60db	静止している人にだけ感じる	
50db	人体に感じない程度	

● 野焼きの防止

野焼きは農作業に伴う焼却など、一部例外を除き法律で禁止されています。野焼きの苦情に対しては、その行為者に指導を行っているほか、市ホームページや市発行の冊子で、野焼きをしないよう啓発を行っています。

● 環境保全の監視・指導の強化

市と市内の主な工場、事業所との間で環境保全協定を締結し、その協定に基づいた監視・指導を行っています。

● 建設工事における環境配慮に向けた取り組みの推進

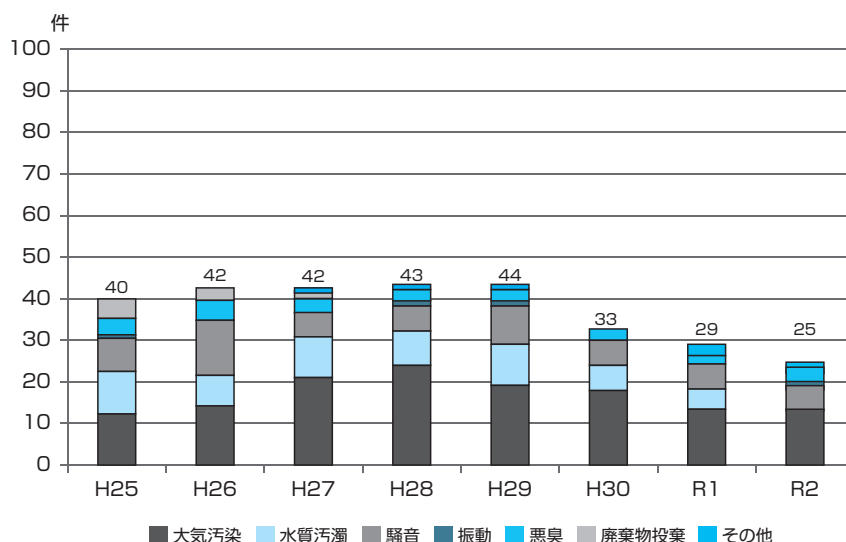
騒音・振動規制法で、特に著しい騒音・振動を発生させる作業を特定建設作業と定め、それに該当する工事の作業時間等の規制遵守を呼び掛けています。

公害苦情件数の内訳

公害に関する苦情は、地域住民の日常生活に直接関連した問題がほとんどです。

令和2年度に受けた苦情の件数は25件で、令和元年度と比べ4件減少しました。

大気に関するものが13件と最も多く、すべてが野焼きに関するものでした。



資料 市生活環境課

環境保全活動の連携

H17 (基準年)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2 (目標)
まいづるクリーンキャンペーン参加者数								
市民の 15人に1人	市民の 98人に1人	市民の 10人に1人	市民の 95人に1人	市民の 12人に1人	市民の 129人に1人	市民の 127人に1人	中止	市民の 8人に1人
達成度 (%)	81.6	80.0	84.2	66.7	62.0	63.0	-	100

● 連携の仕組みづくり

【舞鶴の川と海を美しくする会】



美化強調月間の清掃活動

舞鶴の川と海を美しくするため、毎年6月と10月を美化強調月間と定め、関係機関と協力して全市的規模で河川や海岸などの清掃活動が実施されています。令和2年度は、のべ約12,000人の参加がありました。

同会では、清掃活動のほか、環境絵画の募集やエコウォッチングなどの環境啓発活動にも取り組んでいます。

【まいづる環境市民会議】

市民、事業者、市民団体等の参加・協働により、「第2期舞鶴市環境基本計画」の具体的な取り組みを中心となって推進するため活動しています。令和2年度末現在で、43団体・56個人が参加しており、環境基本計画の進捗管理を行うとともに、「地球温暖化防止」、「循環型社会」、及び「生物多様性」の3つのプロジェクトチームにより、環境保全活動に取り組んでいます。(令和2年度より「クリーンキャンペーン」を加えた4つのプロジェクトチームで活動)



表彰式の様子

令和2年度は、舞鶴市内において、環境分野で模範的かつ顕著な成果があった活動を行う個人、団体又は事業者を表彰する「環境市民賞表彰制度」のほか、環境学習を実施するなど、啓発活動に取り組みました。

5 協働社会の推進

【各プロジェクトチームの活動内容】

①地球温暖化防止プロジェクトチーム



みどりのカーテンを活用した環境学習

地球温暖化の現状や将来予測、対策等の啓発や、家庭における省エネや再生可能エネルギーの普及啓発など、地球温暖化防止に向けて取り組んでいます。

▽みどりのカーテンの普及のため、市内の保育園、幼稚園や福祉施設など合計32施設にゴーヤの苗の配布を行ったほか、市内小学校4校で、みどりのカーテンの育成及び地球温暖化に関する環境学習を実施。

▽市内の高等学校で、地球温暖化をテーマとした環境学習を実施。

②循環型社会プロジェクトチーム

3Rや環境美化活動の企画・運営や啓発イベントの実施により、循環型社会の実現に取り組んでいます。

▽市内の海水浴場でビーチコーミングを開催（47名が参加）し、清掃活動や作品づくりを通して、海洋ごみ問題や環境について考えてもらう機会を創出。

▽食品ロスやごみの分別に関する啓発チラシを3,000部発行。



啓発チラシの発行

③生物多様性プロジェクトチーム

舞鶴の宝物である豊かな自然や動植物など、生態系や自然環境の保全に向けて取り組んでいます。

▽市内の小学校などを対象に、生物や自然をテーマとした環境学習を実施。

▽例年、舞鶴に生息する動植物や特色ある景観を紹介した自然観察ガイドブック「まいづるフィールドミュージアム」を活用し、池内川でまいづる自然がっこうを開催している（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により中止）。また、11月に秋の自然観察会を実施している（令和2年度は天候不良により中止）。

④クリーンキャンペーンプロジェクトチーム

「わたしたちのまちを、わたしたちの手できれいにしよう」を合言葉に、毎年7月に全市一斉の清掃活動「まいづるクリーンキャンペーン」が実施されています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、イベントを中止することとなりましたが、必要に応じて地域で清掃活動を実施いただき、環境美化に取り組みました。

環境学習・環境教育の推進

H17(基準年)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2 (目標)
環境をテーマとした講座等の実施回数(回/年度)								
68	81	94	116	130	117	120	100	100
達成度(%)	81	94	116	130	117	120	100	100
まちの先生の登録者数(団体・人)								
2	7	7	7	7	5	5	3	20
達成度(%)	35	35	35	35	25	25	15	100

● 環境学習の充実、出前型講座の拡充

環境に対する意識の向上を目的に、出前型講座など積極的に学習機会の提供に努めています。

令和2年度は、まいづる環境市民会議と連携・協力して、みどりのカーテンを活用した授業など地球温暖化防止に関する講座、ごみ減量など3Rに関する講座、及び自然や生き物に関する講座を実施しました。



環境学習(中筋小学校)

● 自然体験学習の充実

市民団体等が主催する学習会や自然観察会などの取り組みを支援しています。

令和2年度は、まいづる環境市民会議と舞鶴の川と海を美しくする会で主催する「まいづる自然がっこう」の支援を行いました。



まいづる自然がっこう(池内川)

5 協働社会の推進

● まちの先生（生涯学習ボランティアバンク）の利用促進

目標（指標）である「まちの先生（環境・自然観察分野）」の登録者数は、令和2年度には3団体・人となっており、自然観察のガイドなどを指導内容とされています。

利用促進のため、広報まいづるへの掲載やホームページでの紹介、各公民館や図書館、学校や福祉施設等に案内チラシの配布などを行い周知に努めています。

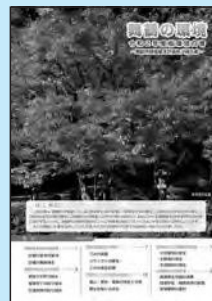
【利用方法】

- ①「まちの先生」の中から、学びたい分野の先生（登録者）を探します。
 - ② 先生（登録者）へ直接連絡をとり、日時や会場など詳細を打ち合わせます。
- ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

環境情報の提供

● 環境情報の充実

環境白書を毎年発行しているほか、まいづる環境市民会議と舞鶴市により作成した「舞鶴フィールドミュージアム」の販売やウェブ版を市ホームページに掲載するなど、様々な冊子やチラシの発行、ホームページなどを通じて、環境情報のわかりやすい発信に努めています。



環境白書

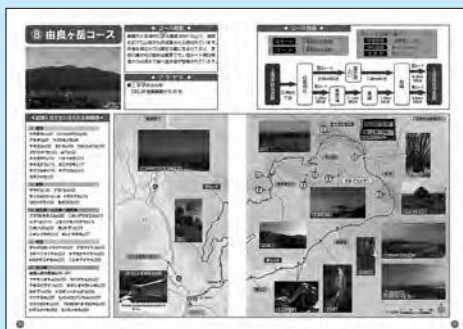


舞鶴フィールドミュージアム

「まいづるフィールドミュージアム」を手に舞鶴の自然観察へ♪

舞鶴に生息する動植物や特色ある景観などを紹介する自然観察ガイドブック「舞鶴フィールドミュージアム」（17\$及び33\$上記参照）では、実際に屋外のフィールドで自然や動植物に接しながら理解を深めていただくため、9つのモデルコースを掲載しています。青葉山や由良ヶ岳、赤岩山など600m級の山々のほか、伊佐津川や与保呂川、夕潮台公園や神崎海岸など気軽に観察していただけるコースも掲載しています。

御自宅でご覧いただくとともに、舞鶴の素晴らしい自然観察をする際のお供としてぜひお持ちください。



モデルコース掲載ページ(由良ヶ岳)



由良ヶ岳からの眺め

3R 循環型社会を確立し将来に引き継ぐために

3Rとは、リデュース (Reduce)、リユース (Reuse) リサイクル (Recycle) の3つのR(アール)の総称です。

- ①一つめのR(リデュース)とは、ごみの発生、資源の消費をもとから減らすこと。 ← 出たごみをどうするかでなく、ごみを出さない工夫を。2Rともいいます。
 - ②二つめのR(リユース)とは、繰り返し使うこと。 ←
 - ③三つめのR(リサイクル)とは、ごみを資源として再び利用すること。 ← 混ぜればごみ、分ければ資源
- ↑ この順序は3Rの優先順位を示しています。

今すぐできる3R

- **必要性の検討** リデュース
購入する前に、もう一度必要か、必要な量はどれくらいかを考えましょう。特売やセールに惑わされない。また、棚や冷蔵庫の中身の把握など在庫管理も大切。
- **バザー・フリマアプリ** リユース
自分にとっては不要でも、誰かが必要としているかも。バザーやフリーマーケット、インターネットなどを活用して必要な人に使ってもらいましょう。
- **詰替え商品** リユース
シャンプーや文房具などは、できるだけ詰替え商品を使いましょう。
- **リユース食器** リユース
弁当や出前を頼む時など、容器は使い捨てでなくリターナブルなものの活用を。
- **消費期限・賞味期限** リデュース
消費期限と賞味期限を正しく理解しましょう。消費期限は「過ぎたら食べないほうが良い期限」で、賞味期限は「おいしく食べられる期限」のこと。
- **3キリ** リデュース
「食べキリ」「使いキリ」「水キリ」食べきれぬ量をつくり、食材は使い切りましょう。生ごみはできるだけぬらすず、捨てる前にしっかり水切りを。

- **紙袋を利用した紙の分別** リサイクル
細かい紙や菓子箱などは、紙袋に入れて新聞紙や段ボールを出す時に出しましょう。詳しい出し方や出す場所は、ごみ分別ルールブックで確認を。
- **マイボトル** リデュース
お茶などはやかんで沸かして水筒で持ち歩きましょう。会議などでもペットボトルを並べずにコップで飲める仕組みに。ただし、水分補給はこまめに。

プラスチック資源循環戦略

政府が令和元年5月31日に策定
プラスチックの3Rをはじめとする資源循環や
海洋プラスチック対策は世界的な課題(環境大臣)

主な重点戦略「プラスチック資源循環」

- ①リデュース等の徹底
- ②効果的・効率的で持続可能なリサイクル
- ③再生材・バイオプラスチックの利用促進 など

主な重点戦略「海洋プラスチック対策」

- ①犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄の撲滅を徹底
清掃活動など陸域での廃棄物適正処理を推進
- ②マイクロプラスチックの流出抑制対策 など

食品ロスの削減

日本全体で年間約570万トンの食品がまだ食べられるのに捨てられています。この量は、国民1人当たり約132g(茶碗一杯分)に相当します。

市やまいづる環境市民会議が取り組んでいる3Rの啓発

◆ごみ減量出前授業

小学4年生の清掃事務所やリサイクルプラザの見学にあわせて実施。

ごみの適正処理のほか、紙の分別などでごみの資源化、マイバッグや詰替え商品の利用などでプラスチックごみの削減、3キリなどで食品ロスの削減などを学びます。

◆ごみ減量ワークショップ「買い物ゲーム」

カレーの材料などを買う物することで、ごみや環境について考えるゲーム。食品ロスやプラスチックごみの削減のほか、リサイクルのしくみなども学びます。最後に今すぐできる3Rを考えます。

◆おもちゃ交換会「かえっこバザール」

遊ばなくなったおもちゃを持ち込んでポイントに交換し、おもちゃと交換するイベント。物を大切にすることでリユースの大切さを学びます。

SDGsの推進で豊かな社会へ

SDGsとは？

SDGs(**Sustainable Development Goals**)は「持続可能な開発目標」という意味で、2015年の国連サミットで採択された、2030年までの国際社会共通の目標です。「持続可能な開発」とは、「将来の世代がそのニーズを満たせる能力を損なうことなく、現在のニーズを満たす開発」とされています。例えば、森林資源を使うために再生不可能なスピードで森林伐採を行ったり、魚など生き物が絶滅してしまうような乱獲を行うのは、持続可能な開発とはいえません。

SDGsでは、以下のとおり経済、社会、環境などに関する17の目標が定められており、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指しています。経済、社会、環境の3側面は相互に関連し合い一体不可分であることから、目標達成のためには3側面のバランスがとれ、統合された形で課題解決されることが重要です。

今、先進国、発展途上国を問わず、様々な国で、また日本国内の各地域で取組が進められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



出典:国際連合広報センター

SDGsの推進で豊かな地域へ

SDGsの推進には、全国各地のまちで暮らし、活動する人々がそれぞれ連携して取り組むことが必要不可欠です。また、地域で国際社会の共通目標であるSDGsを活用・推進することで、世界と地域の課題、長期的な課題と短期的な課題が結びつき、地域の課題や目標、行っていることの意義が明確になったり、共通目標が明確になることで各主体の連携が促進されるなどの効果も考えられます。

舞鶴市は、令和元年6月に、内閣府の「SDGs未来都市」、さらには全国のモデルとなり得る10自治体に与えられる「SDGsモデル事業」に選定されました。

「便利な田舎暮らしの実現」に向け、民間企業や教育機関等との多様な連携やAI・ICT等の先進技術の積極的な導入により都市の持続可能性の維持・向上にむけた「舞鶴版Society 5.0 for SDGs」に取り組みを進めます。

舞鶴の環境

令和3年度版環境白書
～舞鶴市環境基本計画年次報告書～
令和4年3月発行

舞鶴市 市民文化環境部 環境対策室 生活環境課

〒625-8555 舞鶴市宇北吸1044番地
TEL(0773)66-1064 FAX(0773)62-9891
E-mail kankyuu@city.maizuru.lg.jp

本冊子のほか、詳細データを掲載した別冊資料集を作成。いずれも生活環境課、情報公開コーナー、西支所、東・西図書館、各公民館で閲覧できるほか、市ホームページでもご覧いただけます。

